

平成 30 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 30(2018)年 6 月

仙台大学

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1 |
| II. 沿革と現況 | 3 |
| III. 基準に基づく自己評価 | 7 |
| 基準 1 使命・目的等 | 7 |
| 基準 2 学生 | 12 |
| 基準 3 教育課程 | 32 |
| 基準 4 教員・職員 | 47 |
| 基準 5 経営・管理と財務 | 56 |
| 基準 6 内部質保証 | 67 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 | 70 |
| 基準 A 社会貢献・連携 | 70 |
| 基準 B 国際交流と連携 | 78 |
| V. 特記事項 | 89 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 仙台大学の建学の精神

(1) 仙台大学開学までの経緯（朴沢学園創始者の理念を源に）

- ・仙台大学の経営母体は学校法人朴沢学園である。（なお、学園は明治12年の松操私塾開設以降、昭和12年の財団法人化、昭和26年の学校法人化を経て今日に至っている。）
- ・学園は、明治12年に仙台市内に裁縫学校「松操私塾」を立ち上げるに当たって、根本的な指導理念として「実学と創意工夫の重視」を掲げた。明治維新後の近代日本の担い手として女性の社会参画を促し、その手段として「手に職」の観点から裁縫技術を教授するための女子教育機関を設けた。創始者は裁縫技術の向上のみならず、教授法の改良にも持ち前の創意工夫をもって臨み、「寺子屋」方式であった当時の日本の裁縫教育に一大革新をもたらした。すなわち、「雛形による一斉教授方式」を考案するとともに、検定教科書に採用された日本最初の体系的「裁縫教授書」を編纂した。
- ・そして、裁縫技術の伝授のみでなく「修身」「国語」「物理」「博物」「英語」等の一般教科も採り入れ、人格の陶冶に尽力した。創始者を讃える「頌徳碑」には、この教育法に共鳴し弟子たらんとして、明治初期にもかかわらず全国20府県から600人を超える人材が仙台の地を訪れたことを示す、府県別出身者の氏名が掲載されている。
- ・こうして、「松操私塾」は明治、大正、昭和に歴史を刻みつつ、私立女学校として師範科（戦後の小学校教員免許付与機関に相当）・高等師範科（戦後の中・高教員免許付与機関に相当）の設置を通じて女子指導者養成に取り組み、戦後の学制改革に伴い普通高校に衣替えした。そして朴沢学園が仙台大学を開設したのは昭和42年。体育も含め様々な分野の人材育成機関としての高等教育機関の増設・拡大が相次ぐ当時の社会的要請および東京オリンピック開催後の日本の将来見通しに対応するための創設であった。

(2) 建学の精神

- ・体育系単科大学として誕生した仙台大学の建学の精神は、学校法人内に設置する教育機関(仙台大学および明成高等学校)に共通する学校法人全体としての「実学と創意工夫」という学園創設以来の建学の精神に、その基礎を置く。
- ・そして、大学部門として、その開設に当たり、人格形成の要素である体育・徳育・知育のうち「体育」に焦点を当て、心身ともに健康である人間の育成を期すべく、実学に根ざした広い教育研究領域について、創意工夫によって探求することを宣言し、これをより具現的な本学の建学の精神としている。
- ・すなわち、その具現的な建学の精神は、第1回入学式（昭和42年4月25日）において、初代学長の告辞により、詳細かつ明確に示された。その告辞（抜粋）は以下のとおりである。

「告辞」（抜粋）

「本学においては、自由を尊重するとともに、自律と義務履行に生きる、誠心に厚く、自己の智識と技術を通じて、国民の健康増進のために社会に貢献し、人類に奉仕する熱意を実践に移すことのできる男女人材の育成を使命としております。」

「大学も一つの理想を持たなければなりません。...良い意志を持ち、明らかな知性・思慮を有し、豊かな情操を養い、社会で充分活動できるための智識と技能を鍛えた心身ともに健康である人間をつくることであります。」

「仙台大学は、企業等における健康管理・健康指導の企画・実施担当者の育成、各種の運動機構等における実技指導者、ならびに学校体育の指導者を養成することを目的としております。」

- ・上記の告辞を本学の具現的な「建学の精神」の抜粋として、開学以降、毎年度の「学生便覧」に掲げ、さらに「この観点に立って、人間育成の基盤である心身の健康育成を特に重視した教育を実施する。」と明記して、学生・教職員に対する周知を図っている。

(3) 基本理念、個性・特色

- ・単一学部・単一学科でスタートした本学は、開学から 28 年後の平成 7 年度以降、複数学科を有する大学へと歩み始めた。すなわち、同年 4 月に健康福祉学科、平成 15 年 4 月に運動栄養学科、平成 19 年 4 月にはスポーツ情報マスメディア学科、平成 23 年 4 月には現代武道学科、平成 29 年 4 月には子ども運動教育学科と順次、新しい領域の学科を開設した。その間、平成 10 年度には大学院スポーツ科学研究科（修士課程）も設置している。
- ・こうした学科増設・教育研究領域の拡大は、「実学と創意工夫」という学校法人全体の建学の精神を具現化するものであるが、さらに大学としての具現的な「建学の精神」に今日的意義を付加する必要性から「スポーツ・フォア・オール」（スポーツは健康な人のためだけでなく、すべての人に）という基本理念を掲げるに至った。
- ・身体活動と身体機能を育む「体育学科」、非健常者の生活の自立を促す「健康福祉学科」、運動・休養と並び健康の 3 要素の一つである栄養と人間の関係を対象とする「運動栄養学科」、スポーツ情報に関する知識・技術を対象とする「スポーツ情報マスメディア学科」、社会の安全・安心を担う基幹的な人材の育成を図る「現代武道学科」、運動遊びを軸とした幼児の健全な育成を図る「子ども運動教育学科」。これらは、いずれもそれ自体、独立した教育研究そして社会貢献領域と言える。しかし、本学はこれら広範囲な領域をすべて「身体活動」という一つの共通要素を基点とした事象（「実学」）と捉え、6 学科を体育・スポーツ科学領域内の人材育成分野として、体育学部という単一学部内に敢えて設置した。そしてこのことが、体育系のなかで本学の個性・特色とするところであり、これを世に表明するために「スポーツ・フォア・オール」というわかりやすい表現の基本理念を掲げている。

(4) 使命及び目的

- ・本学及び本学大学院の使命・目的は、それぞれ建学の精神、基本理念を踏まえ定義付けし、下記のとおり学則で定めている。
- ・学則第 2 条「仙台大学は、体育・スポーツ、健康福祉、運動栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野にお

ける指導者としての専門知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的な役割を果たし得る有能な人材を育成することを目的とする。

2. 仙台大学が目指す大学像

- ・ 体育系大学である本学は、建学の精神と基本理念を基盤に据えながら、機能別分化という大学改革の流れ、あるいはグローバル化・ユニバーサル化を踏まえた「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学」という要請に沿い、引続き「体育」という特定の専門分野に基盤を置くことを本学の進化の中核としている。
- ・ 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発災から 7 年を経過したが、復興はなお道半ばである。高齢少子社会に突入するなか、被災地に所在する地（知）の拠点として、震災復興のため、使命・目的の遂行たる人材育成をベースとした従来の取組みをより一層深耕し、保有資源の活用をさらに世に発信することにより、地域並びに日本社会に貢献できる個性と特色あふれる大学の構築ということを目指している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

| 年 月 | 事 柄 |
|--------------|--|
| 明治 12 年 1 月 | 朴澤三代治が仙台市に松操私塾を創設 |
| 大正 15 年 3 月 | 師範科を増設 |
| 昭和 6 年 10 月 | 高等師範科を増設 |
| 昭和 12 年 7 月 | 財団法人朴澤松操女学園を設立 高等師範科に裁縫科中等教員無試験検定認可資格 |
| 昭和 26 年 3 月 | 学校法人 朴沢松操女学園を設立 |
| 昭和 42 年 3 月 | 法人名を朴沢学園と改称 |
| 昭和 42 年 4 月 | 仙台大学を開学、体育学部体育学科（入学定員 100 人）を開設 |
| 昭和 43 年 2 月 | 仙台大学体育学部体育学科 教職課程認定 中学校・高等学校教諭普通免許状（保健体育） |
| 昭和 57 年 1 月 | 体育学部体育学科入学定員 150 人に係る学則変更認可〈昭和 57(1982)年 4 月〜〉 |
| 昭和 60 年 12 月 | 体育学部体育学科入学定員 225 人に係る学則変更認可、併せて期限付入学定員 25 人認可〈昭和 61(1986)年 4 月〜平成 12(2000)年 3 月〉 |
| 平成 6 年 12 月 | 体育学部体育学科入学定員 200 人、収容定員 800 人に係る学則変更認可〈平成 7(1995)年 4 月〜〉 |
| 平成 7 年 4 月 | 仙台大学体育学部健康福祉学科（入学定員 60 人）を開設 同上 教職課程認定 中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育） |

仙台大学

| | |
|--------------|--|
| 平成 10 年 4 月 | 仙台大学大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻（修士課程）を開設（入学定員 9 人） 同上 教職課程認定 中学校・高等学校教諭専修免許状（保健体育） |
| 平成 11 年 7 月 | 体育学部体育学科期限付入学定員 25 人の恒常定員化に伴う学則変更認可 入学定員 225 人、収容定員 900 人（平成 12(2000)年 4 月～） |
| 平成 12 年 4 月 | 体育学部健康福祉学科 教職課程認定 養護教諭一種普通免許状、養護学校教諭一種普通免許状 |
| 平成 12 年 12 月 | 体育学部健康福祉学科入学定員 100 人に係る学則変更認可（平成 13(2001)年 4 月～） 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻（修士課程）入学定員 15 人に係る学則変更認可（平成 13(2001)年 4 月～） |
| 平成 13 年 4 月 | 体育学部健康福祉学科 教職課程認定 高等学校教諭一種普通免許状（福祉） |
| 平成 14 年 4 月 | 大学院スポーツ科学研究科 教職課程認定 養護教諭専修免許状 |
| 平成 15 年 4 月 | 仙台大学体育学部運動栄養学科（入学定員 40 人）を開設 同上 教職課程認定 中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育） |
| 平成 16 年 12 月 | 体育学部運動栄養学科入学定員 60 人に係る学則変更認可（平成 17(2005)年 4 月～） |
| 平成 17 年 4 月 | 同上 教職課程認定 栄養教諭二種普通免許状 |
| 平成 17 年 12 月 | 体育学部体育学科入学定員 250 人に係る学則変更認可（平成 18 年(2006)4 月～） |
| 平成 18 年 12 月 | 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻（修士課程）入学定員 18 人に係る学則変更認可（平成 19(2007)年 4 月～） |
| 平成 19 年 4 月 | 仙台大学体育学部スポーツ情報マスメディア学科(入学定員 40 人)開設 同上 教職課程認定 中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育） 本学の英文名称を「SENDAI COLLEGE」から「SENDAI UNIVERSITY」に改称 |
| 平成 19 年 10 月 | 「地域密着型の健康づくり支援システムの構築」が「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」に採択 |
| 平成 20 年 3 月 | 大学機関別認証評価受審（第 1 期）の結果、財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていることを認定された |
| 平成 20 年 4 月 | スポーツ情報マスメディア研究所設置 |
| 平成 20 年 12 月 | 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻（修士課程）1 年コース増設、入学定員 23 人に係る学則変更認可（平成 21(2009)年 4 月～） |

仙台大学

| | |
|--------------|--|
| 平成 22 年 8 月 | 体育学部運動栄養学科入学定員 80 人に係る学則変更認可〈平成 23(2011)年 4 月〜〉 |
| 平成 23 年 3 月 | 東日本大震災発生 学生 3 人が津波により死亡 プール・体育館などに甚大な損壊が発生 |
| 平成 23 年 4 月 | 体育学部現代武道学科（入学定員 30 人）を開設 同上 教職課程認定 中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育） |
| 平成 25 年 4 月 | スポーツ情報マスメディア研究所及び生涯学習に関する組織をスポーツ健康科学研究実践機構に統合・再編成 |
| 平成 25 年 5 月 | 震災復興記念プール完成 |
| 平成 26 年 3 月 | 大学機関別認証評価受審（第 2 期）の結果、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていることを認定された |
| 平成 26 年 4 月 | 「東北こども博」を実施していることに対し、国際玩具協会 (ICTI) より「ICTI・AWARD」を受賞 |
| 平成 27 年 6 月 | 体育学部現代武道学科入学定員 40 人に係る学則変更認可〈平成 28(2016)年 4 月〉 |
| 平成 28 年 1 月 | ラーニングコモンズ (LC 棟) 設置 |
| 平成 29 年 2 月 | 青海省体育科学研究所との共同研究の成果が認められ「青海省科学技術国際合作賞を受賞」 |
| 平成 29 年 4 月 | 仙台大学開学 50 周年 体育学部子ども運動教育学科開設（入学定員 40 人） 同上 教職課程認定 幼稚園教諭一種普通免許状 |
| 平成 29 年 8 月 | 体育学部体育学科入学定員 300 人に係る学則変更認可〈平成 30(2018)年 4 月〉 |
| 平成 29 年 11 月 | 仙台大学開学 50 周年記念イベント IFE(International Friendship Event)開催 |
| 平成 30 年 4 月 | 仙台大学大学院創設 20 周年 |

2. 本学の現況（平成 30 年度）

- ・ 大学名 学校法人朴沢学園仙台大学
- ・ 所在地 宮城県柴田郡柴田町船岡南二丁目 2 番 18 号
- ・ 学部構成 体育学部 体育学科、健康福祉学科、運動栄養学科、スポーツ情報マスメディア学科、現代武道学科、子ども運動教育学科
大学院 スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻（修士課程）
- ・ 学生数 体育学部 （収容定員：2,156 人、在学生数：2,452 人）
体育学科（収容定員：1,020 人）
在学生数：1,291 人（男子 1,054 人・女子 237 人）

仙台大学

健康福祉学科（収容定員：440人）

在学学生数：428人（男子264人・女子164人）

運動栄養学科（収容定員：336人）

在学学生数：337人（男子165人・女子172人）

スポーツ情報マスメディア学科（収容定員：160人）

在学学生数：188人（男子165人・女子23人）

現代武道学科（収容定員：160人）

在学学生数：190人（男子148人・女子42人）

子ども運動教育学科（収容定員：40人）

在学学生数：18人（男子12人・女子6人）

大学院 スポーツ科学研究科（収容定員：46人）

在学学生数：42人（男子33人・女子9人）

・教員数

専任教員 102人（教授：51人、准教授：18人、講師：26人、助教：7人）

客員教授 13人、非常勤講師 78人

・職員数

専任職員 92人（事務職員：62人、労務職員：4人、新助手：26人）

非常勤職員 44人（学生支援センタースタッフ、医療コンサルタント、守衛等）

Ⅲ. 基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

ア. 使命・目的

- ・本学の建学の精神は、本学の経営母体である学校法人朴沢学園（明治 12 年開設）の創始理念に由来している。学園創始者は「創意工夫をもって実学を志し、実学に根ざした人格形成と人材育成を図る」という理念を基に先進的な女子教育を行い、寺子屋方式であった明治維新前後の時代の裁縫教育に一代革新をもたらした。
- ・その考え方は昭和 42 年、体育系単科大学として開学した本学に受け継がれ、人格形成の要素である体育・徳育・知育のうち「体育」に重点を置きつつ、実学と創意工夫に根ざした広い教育研究領域を探究することを建学の精神と定めた。すなわち、建学の精神である「実学と創意工夫」をバックボーンとし、「社会で充分活動できるための智識と技能を鍛えた心身ともに健康である人間をつくること」を使命・目的と定めた。
- ・また、教育研究領域の拡大に伴い建学の精神を基盤に据えつつ、大学の新たな基本理念として「スポーツ・フォア・オール」を定めた。これは「スポーツは健康な人のためだけでなく、すべての人に」という志向を意味し、乳幼児から元気なお年寄りはもちろん、寝たきりのお年寄りまで。そしてトップアスリートや、楽しんでスポーツをする人、身体的ハンディキャップを克服しながらスポーツをする人、スポーツをすることが好きな人も、スポーツを観ることが好きな人も、もちろん、男女の性別を問わず、すべての人を対象としてスポーツを科学的に探究することを意味する。

イ. 教育目的

- ・以上の使命・目的、基本理念を踏まえ、本学の教育目的は、学則第 2 条において、次のように具体的かつ明確に定められている。

| |
|--|
| 本学は、体育・スポーツ、健康福祉、運動栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者と |
|--|

しての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的役割を果たし得る有能な人材を育成することを目的とする。

【自己評価】

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的は、「実学と創意工夫」「スポーツ・フォア・オール」など、いずれも意味・内容が具体的かつ明確である。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的は、「実学と創意工夫」「スポーツ・フォア・オール」「高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的役割を果たし得る有能な人材」などの文言をキーワードとして、各年度の学生便覧、大学案内、ホームページその他において簡潔に文章化している。

【自己評価】

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的について、簡潔に文章化している。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

- ・ 本学の個性・特色は、体育・スポーツ、健康・福祉、栄養、情報、安全・安心、幼児教育という広範な領域について、体育学部という単一学部のもとに「身体活動」を共通の基軸に据えて、教育・研究活動を展開している点にある。
- ・ こうした個性・特色は、学則、各年度の大学案内、ホームページその他において明示している。

【自己評価】

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的の個性・特色は、適切に明示している。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

- ・ 昭和 42 年 4 月、体育学部体育学科の一学部一学科の単科大学として本学を開設して以降、以下のとおり、社会情勢に応じて使命・目的および教育目的について不断の見直しを実施するとともに、社会変化に対応してきた。
 - a. 少子高齢化の社会動向に即して、高齢者、障害児・者、生活習慣病保有者などに対する「運動を手段とした健康増進」に係る人材育成を使命・目的に付加し、平成 7 年度に健康福祉学科(厚生労働省指定の介護福祉士養成施設を兼ねる)を開設した。
 - b. 単一学科から複数学科設置に移行することに伴い、また人材育成領域の拡大を踏まえ「スポーツ・フォア・オール」という今日的でわかりやすい基本理念を掲げることとした。
 - c. 基本理念の明確化のもと、平成 10 年に大学院修士課程を設置することにより専攻領域を深耕するとともに、人材育成領域の拡大として、体育学部内において、平成 15 年に運動栄養学科(厚生労働省指定の栄養士養成施設を兼ねる)、平成 19 年にスポ

ーツ情報マスメディア学科、平成 23 年に現代武道学科、平成 29 年に子ども運動教育学科（厚生労働省指定の保育士養成施設を兼ねる）を順次開設し、運動と栄養の両領域に通じた専門家の養成、スポーツと情報の繋ぎ手の育成、武道をベースとした安全・安心の担い手の育成、運動遊びを軸とした幼児教育の専門家の養成などを行っている。

- ・本学では、以上により、社会情勢の変化に対応した使命・目的及び教育目的の拡大・深化を図ってきた。

【自己評価】

- ・本学では、社会情勢などに即して使命・目的及び教育目的を再確認し、社会変化に十全に対応している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・使命・目的及び教育目的について、その概念と表現等のより一層の明確化、具体化を図りつつ、地（知）の拠点としての大学のあり方、あるいは入口から出口まで質保証の伴った大学教育の実現などの大学を取り巻く諸課題に応じて不断の見直しを継続していく。
- ・体育学部の教育目的は学則に定めているが、各学科については定めていないので、急ぎ整備する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

- ・本学の建学の精神、基本理念、これを踏まえた使命・目的及び教育目的については、理事会・評議員会において、資料上で明示し理事・監事・評議員の理解と支持を得ている。
- ・建学の精神と基本理念等について、教授会その他の学内会議等において学長から示達している。また、それらを学内施設の各所に掲示するとともに、教職員向けの広報誌である「Monthly Report」に常に基本理念を掲げることにより教職員に周知し、理解と支持を図っている。

【自己評価】

- ・建学の精神、基本理念、これを踏まえた使命・目的及び教育目的については、役員及び教職員の支持と理解を得ている。

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

- ・建学の精神、基本理念等は、学内外に配布する各年度、大学案内や大学広報誌「S.U.N.」、学生に配布する各年度の学生便覧などの文書資料や、ホームページ上に掲載するとともに、各教室において掲示するなどして、学内外へ周知している。

【自己評価】

- ・建学の精神、基本理念、これを踏まえた使命・目的及び教育目的を学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

- ・理事会・評議員会において審議・承認を得た中長期的視点に立った各年度の事業計画は、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた具体的内容としている。
- ・平成 29 年度末の理事会・評議員会で承認を得た平成 30 年度の事業計画では、長期的視点として『建学の精神』および時代の要請を踏まえた教育機関としての存在意義の確認、すなわち、『歴史と伝統の継承』および人口動態等を踏まえた『大学・高校別の教育機関としての適正規模の構築』を、中期的視点としては『人材資源の構築（教員若返り策・資質向上策）』および『人件費負担軽減』という人材諸策」その他を掲げ、それらを踏まえた大学での平成 30 年度における計画として『外部認証評価の焦点となる「教育の質の保証」について、エビデンスが蓄積できるように各種具体策を遂行する』こと、『地方創生ホストタウン事業である 2020 東京オリパラ事前キャンプの創造的な推進の実施』を定めている。

【自己評価】

- ・建学の精神、基本理念、これを踏まえた使命・目的及び教育目的は、中長期的な視点に立った各年度の事業計画に反映されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

- ・体育学部及び各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーは、後掲の表 3-1-1、表 3-2-1、表 2-1-1 のとおりであるが、いずれのポリシーも本学の使命・目的および教育目的を反映し、これを具現化したものとして設定している。

【自己評価】

- ・建学の精神、基本理念、これを踏まえた使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

- 本学の教育研究組織は、スポーツ科学研究科を設置する大学院修士課程、および体育、健康福祉、運動栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道、子ども運動教育の6学科で構成される体育学部、本学における教育研究にもとづく社会貢献に対応するスポーツ健康科学研究実践機構、学生支援センター、教職支援センター等のセンター、並びに教育企画・学生・入試創職の各部、図書館などで構成している。
- 大学院修士課程は教育研究の専攻領域を深耕する組織であり、体育学部各学科は「社会で充分活動できるための智識と技能を鍛えた心身ともに健康である人間をつくる」という使命・目的のために、体育・徳育・知育のうち「体育」に焦点をあて、スポーツ・健康科学を専攻領域とし、「スポーツ・フォア・オール」という今日的でわかりやすい基本理念を掲げて、教育目的を「心身の健康育成を特に重視した教育」を実施することに置き、建学の精神である「実学と創意工夫」をそのバックボーンとして使命・目的を遂行することを具現化した組織である。また、スポーツ健康科学研究実践機構その他の組織は、使命・目的を遂行することを具現化した各学科の組織運営を、それぞれの機能面から補完する組織である。

【自己評価】

- 建学の精神、基本理念、これらを踏まえた使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 中長期的な視点に立った各年度の事業計画は策定されているが、使命・目的及び教育目的を反映させた中長期的計画は未作成であるので、急ぎ整備する。
- 建学の精神、基本理念、これらを踏まえた使命・目的及び教育目的について、法人を含めて大学のすべての教職員の参画により改めて確認し、必要に応じて見直しを行い、その上で、中長期的な計画、三つのポリシー、教育研究の組織構成への反映をより一層明確にする。

[基準1の自己評価]

- 建学の精神、基本理念、これらを踏まえた使命・目的は、明確であり、簡潔に文章化され、個性・特色も明示されており、社会情勢の変化にも対応している。それらは学内外に周知され、学内外の理解と支持を得ており、中長期的な視点に立った年度計画、三つのポリシー、教育研究の組織構成へ反映されている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・学則第 2 条に定める教育目的「体育・スポーツ、健康福祉、運動栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者としての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的役割を果たし得る有能な人材を育成することを目的とする」に即して、表 2-1-1 の通り、体育学部共通と各学科のアドミッションポリシーを各々定め、各年度の大学案内、入学試験要項その他に明記し、明示している。
- ・各学科のアドミッションポリシーでは、入学後の本学での学修に備え、「入学までに身につけてきてほしいこと」も記載している。

表 2-1-1 体育学部及び各学科のアドミッションポリシー

体育学部共通のアドミッションポリシー

| |
|---|
| <p>だれよりもスポーツが好きで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の建学の精神と教育の理念を理解し、意欲的に仲間と協働で学ぶ意志がある人 ・意欲的に体育・スポーツ及び健康分野の専門的知識や技能を習得し、卒業後、関連する分野において、その能力・識見を活かしていこうとする意志がある人 ・スポーツ活動や社会貢献活動に意欲的に取り組む意志がある人 ・卓越した競技力を獲得するために努力を惜しまない人 <p>なお、本学で体育・スポーツ及び健康分野について学びその専門的知識や技能を習得するにあたっては、高等学校までに修得した幅広い教科の基礎的学力（基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って学ぶ態度）を身に付けておくことを望みます。</p> |
|---|

各学科のアドミッションポリシー

| 学 科 | アドミッションポリシー |
|------|--|
| 体育学科 | 自他ともに認めるスポーツ好きで、体育・スポーツへの興味関心が高く、将来は、体育・スポーツ領域でのコーチング・トレーナー・マネジメントなど関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方 |

仙台大学

| | |
|--------------------|--|
| 健康福祉学科 | スポーツが好きで、健康福祉分野に興味・関心を持ち、物事に積極的に取り組み、かつホスピタリーマインドがあり、将来は、これら関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方 |
| 運動栄養学科 | スポーツが好きで、運動・スポーツと栄養の関わりに強い興味と関心を持ち、将来は、これら関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方 |
| スポーツ情報 マスメディア学科 | スポーツが好きで、スポーツの中の情報を知り、分析し、伝えることに強い関心を持ち、将来は、それらに関わる職業に就くことを志す方 |
| 現代武道学科 | スポーツ好きで、特にわが国の伝統文化である武道に興味を持ち、また、武道の応用展開の修得を通じ社会の安全・安心に関して強い関心があり、将来は、体育・スポーツ・武道の専門的指導者や社会の安全・安心を担う業務分野に就きたいという強い意志を持つ、明るく礼儀正しい方 |
| 子ども運動教育学 科 | スポーツが好きであり、子どもと時間を過ごすことが好きで、子どもとの運動や遊びの支援・助長を通じ、将来は、幼児の教育・保育、幼児体育指導に携わりたいという強い意志を有している方 |

- ・以上のアドミッションポリシーについてはホームページ上で公開するとともに、入試創職部を中心として主に東北地区の高等学校を訪問して情報提供を行っている。また、教育実習巡回指導に際しても（表 2-1-2）、巡回担当教員が各実習校の進路担当教員や保健体育科教員と面談しながら同様に周知を図っている。さらに本学独自開催の入試説明会や各地で開催される入試説明会・ガイダンス等、高等学校での出前授業等、オープンキャンパス、学科 1 日体験会、競技力向上クリニック（高校 1・2 年生対象）においてもアドミッションポリシーの周知を図っている（表 2-1-3、表 2-1-4）。
- ・受験希望者から学校見学の要望があった場合は、学校単位では勿論のこと、個人的にも常時見学を受け付けており、その際に必要に応じてアドミッションポリシーの説明を行っている。

表 2-1-2 教育実習巡回の実施状況

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 訪問実習校数 | 259 校 | 256 校 | 242 校 | 243 校 |

表 2-1-3 高校出前授業の実施状況

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| 学校数 | 22 校 | 25 校 | 23 校 | 31 校 |

表 2-1-4 学生募集のためのイベントの実施状況

(人)

| 項目 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| 夏のオープンキャンパス | 865 | 970 | 1043 | 1086 |
| 学科 1 日体験会 | 320 | 388 | 379 | 408 |
| 春のオープンキャンパス | — | — | — | 90 |
| クラブ体験型オープンキャンパス | — | — | — | 64 |

(大学院)

- ・大学院スポーツ科学研究科の入学者受入れの方針は、表 2-1-6 とおりアドミッションポリシーとして定め、ホームページ上で情報公開している。

表 2-1-6 大学院のアドミッションポリシー

| | アドミッションポリシー |
|-----------|---|
| スポーツ科学研究科 | 仙台大学の建学の精神および基本理念のもと、本大学院において高度の専門的職業等を担うための学究に意欲をもち、将来、指導的な役割を果たしうる資質を有する人材を選抜します。 |

- ・毎年、日本体育学会総会における掲示ブースへの大学院案内の出展、冊子「教職大学院・教育系修士大学院徹底ガイド」で大学院メッセージを掲載している。

【自己評価】

- ・教育目的を踏まえ、アドミッションポリシーを適切に定め、かつ広く周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

- ・入学者の受け入れにおいては、下記の選考区分を設け、アドミッションポリシーに沿って区分ごとに選考方針（選考基準）を定め、各々の区分で力点を変えて入学者の選考を多様に実施している。
 - a.AO 入試（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ期）
 - b.スポーツ AO 入試（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ期）
 - c.推薦入試（一般公募、指定校、同窓生教員・同窓会支部、特別）
 - d.一般入試（前期、後期）
 - e.センター試験利用入試（前期、後期）
 - f.外国人留学生入試
- ・上記の入学者選考は、入試創職部が中心となり、すべての教職員の協力のもと実施している。また、入試問題はすべて、入試創職部から委嘱を受けた教員が作成している。

- ・年度ごとに、入試創職部において前年度の入学者選考の結果をデータ化し（学科別に選考区分ごとの志願者数・受験者数・合格者数・入学者数、男女比、出身地域・高校等）、その内容を検証するとともに、学長・副学長会議、学内調整会議、教授会等の会議において報告し、当該年度の入学者募集や入学者選考に反映させている。

（大学院）

- ・大学院入試は前期（11月）および後期（2月）の年2回実施している。2年コースでは一般選抜（外国語、論述および口述試験）、社会人選抜入試（口述試験）、留学生選抜（論述および口述試験）の3区分でそれぞれの試験を、1年コースでは研究計画のプレゼンテーションを含む口述試験による一般選抜を実施している。さらに、国際交流協定を結ぶ大学からの推薦留学生に対して行う外国人留学生特別選抜試験（6月）は、Skypeを用いての面接試験及び書類審査を行っている。
- ・国内外における国際化を視野においた教育的動向を踏まえて、平成28年度より、「秋入学入試」の入試制度を導入した。
- ・入試問題については、問作委員を選出して大学院自ら作成している。

【自己評価】

- ・アドミッションポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法で入学者の選考を行い、かつその検証を進めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

- ・平成26年度から平成29年度における収容定員に対する在籍者の比率は、表2-1-5のとおりであり、113%～116%の間で推移している。

表 2-1-5 在籍学生数の経年変化

（人）

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 収容定員 | 2,096 | 2,096 | 2,106 | 2,156 |
| 在籍学生数 | 2,422 | 2,381 | 2,392 | 2,452 |
| 充足率 | 115.5% | 113.5% | 113.5% | 113.7% |

※収容定員は編入学生含む

- ・過去4年間における入学定員に対する入学者の比率は、学部で120%である(表2-1-6)。
- ・学科別では、体育学科が120%～130%とすべての年度で130%以内に収まっている。健康福祉学科は100%～120%、運動栄養学科は100%～110%、スポーツ情報マスメディア学科は110%～130%、現代武道学科は110%～180%であり、130%超は平成26年度と平成27年度の現代武道学科のみである。平成29年度に開設した子ども運動教育学科は、開設年度は入学者の募集活動が各種の制約により遅れたため50%となったが、開設2年目の平成30年度は120%となる見込みである(表2-1-7～表2-1-12)。

仙台大学

表 2-1-6 体育学部の入学者数の経年変化

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | 500 | 500 | 510 | 550 |
| 入学者数 | 610 | 622 | 600 | 640 |
| 充 足 率 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 |

表 2-1-7 体育学科の入学者数の経年変化

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| 入学者数 | 305 | 329 | 328 | 322 |
| 充 足 率 | 1.2 | 1.3 | 1.3 | 1.3 |

表 2-1-8 健康福祉学科の入学者数の経年変化

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 入学者数 | 120 | 107 | 102 | 103 |
| 充 足 率 | 1.2 | 1.1 | 1.0 | 1.0 |

表 2-1-9 運動栄養学科の入学者数の経年変化

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 入学者数 | 86 | 88 | 78 | 90 |
| 充 足 率 | 1.1 | 1.1 | 0.9 | 1.1 |

表 2-1-10 スポーツ情報マスメディア学科の入学者数の経年変化

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 入学者数 | 45 | 49 | 50 | 47 |
| 充 足 率 | 1.1 | 1.2 | 1.3 | 1.2 |

仙台大学

表 2-1-11 現代武道学科の入学者数の経年変化

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | 30 | 30 | 40 | 40 |
| 入学者数 | 54 | 49 | 42 | 50 |
| 充 足 率 | 1.8 | 1.6 | 1.1 | 1.3 |

表 2-1-12 子ども運動教育学科の入学者数の経年変化

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | — | — | — | 40 |
| 入学者数 | — | — | — | 18 |
| 充 足 率 | — | — | — | 0.5 |

(大学院)

- ・大学院における過去 4 年間の入学定員に対する入学者の比率は、70%～90%である(表 2-1-13)。

表2-1-13 大学院の入学者数の経年変化

(人)

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 入学定員(計) | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 2年コース | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 1年コース | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 入学者数(計) | 14 | 18 | 19 | 31 |
| 2年コース | 13 | 10 | 14 | 16 |
| 1年コース | 2 | 2 | 4 | 5 |
| 充足率 | 0.7 | 0.8 | 0.8 | 0.9 |

【自己評価】

- ・教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って適切に在籍学生を確保している。
- ・大学院は、入学定員を下回った年度が続いている。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・今後、少子化の進展に伴い、入学定員及び収容定員を確保することは、ますます厳しくなる。こうしたなか、高校生や高等学校に対して、東北・北海道地区の唯一の体育系大学としての本学の取り組みや各学科の特色を、今まで以上に積極的に、あらゆる機会にあらゆる媒体を活用して発信していく。その際、仙台大学＝体育学科という認

識が高校生や高等学校サイドには多少残っていることを踏まえて、体育学科以外の学科について特に強くアピールを行う。

- ・これまでの入学者選考の実績を改めて分析して、定員確保の戦略として重点を置く地域や対象（高校別、男女別、競技別等）を明確にし、メリハリのある定員確保のための活動を展開する。
- ・大学院では、入学定員に対する受入状況を適正に戻せるように、学部学生に対する更なる大学院の PR を行うとともに、卒業生や宮城県内現職教員に対して 1 年コースに関する情報提供を積極的に行う。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明】

- ・学修支援に直接的に関与する教員組織として教育企画部教育改善企画委員会、同教務委員会、教職支援センター企画運営委員会、キャリアセンター企画運営委員会等があるが、これらの委員会等においては担当事務局部門の責任者（室長等）及び関係職員が常時列席し、同等の立場で意見を述べ合うなど教員と職員が協働して所掌事務の企画・運営等にあたっている。
- ・障がいのある学生への配慮として、聴覚障がいのある学生に対しては、学生支援センターのラーニングサポートグループが学生及び学外協力者（平成 29 年度：学生コーディネーター 2 人、学生ノートテーカー 21 人、学外ノートテーカー 5 人）と協働して、授業時のノートテイクや手話通訳等の支援を行っている。また、手話技術の向上と聴覚障がいについての理解を深めることを目的に、学生を対象に手話講座を開催している（平成 29 年度前期 7 回、後期 7 回）。
- ・施設面でのバリアフリー化は、学内全施設の出入り口と主要施設の昇降について完了している。
- ・すべての専任教員についてオフィスアワーを最低週 1 回設定し、その日時を各研究室前及び全学用の掲示版に掲示するとともに、シラバスに明記している。
- ・教員の教育活動を支援し、充実した授業を実現するために、「仙台大学ティーチングアシスタント規程」に基づき TA を活用している。平成 29 年度においては 14 科目において TA を活用した。
- ・平成 26 年度から平成 29 年度における学籍異動者数（中途退学・休学・留年）とその理由は、表 2-2-1 から表 2-2-3 のとおりである。在籍学生数に対する中途退学者の割合は、平成 26 年度が 2.7%、平成 27 年度が 2.9%、平成 28 年度が 2.0%、平成 29 年度が 1.8%

仙台大学

と急激に減少している。また、在籍学生数に対する休学者の割合は、平成 26 年度が 0.7%、平成 27 年度が 0.8%、平成 28 年度が 0.7%、平成 29 年度が 0.6%、在籍者に対する留年者の割合は、平成 26 年度が 0.8%、平成 27 年度が 1.1%、平成 28 年度が 1.2%、平成 29 年度が 1.2%であり、休学者及び留年者は比較的低い水準を維持している。

表 2-2-1 中途退学者数の推移

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 人 数 | 66 | 71 | 50 | 45 |
| 理 由 | | | | |
| 修学意欲低 | 18 | 21 | 17 | 11 |
| 進路変更 (進学) | 8 | 8 | 3 | 9 |
| 進路変更 (就職) | 18 | 17 | 9 | 12 |
| 経済的困窮 | 4 | 1 | 2 | 4 |
| 学力不足 | 3 | 6 | 3 | 0 |
| 身体疾患 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 心神耕弱 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海外留学 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他 (除籍) | 15 | 18 | 15 | 7 |

表 2-2-2 休学者数の推移

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| 人 数 | 17 | 21 | 17 | 15 |

表 2-2-3 留年者数の推移

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| 人 数 | 21 | 27 | 28 | 29 |

- ・中途退学等の理由は上記の通り「修学意欲の低下」が多く、その兆候は授業への欠席が多くなることに現れる。そのため、各学年（前・後期ごと）にモニター用の授業科目を設定し、当該科目に欠席が目立つ学生については、副学長をトップとする修学サポート委員会が個別面談を行うなどの支援を実施している。また、1年間の修得単位数が 15 単位未満の学生に対しては修学改善勧告を行い、クラス担任教員や修学支援

委員会が個別指導を行っている。これらにより中途退学者数は平成 29 年度においては、平成 26 年度と比較して大幅に減少している。

- ・上記のような問題を抱える学生以外の学生に対する支援は、クラス担任教員・卒業論文指導教員、教育企画部（その事務組織としての教育企画室）の教職員が日常的に実施している。

（大学院）

- ・大学院では、教員における教務・学生、入試・創職、FD 活動推進、研究指導運営の計四つの係を常置し、その会議は職員も同席する等、教員と職員の協働による学修支援体制が整備・確立している。
- ・大学院では、クラス担任制を設定し、学修及び授業支援を行っているが、さらに研究に関しては指導教員及び副指導教員の複数指導体制をとりきめ細かな指導を行っている。
- ・留学生の指導に関しては、学生支援センターによる支援のほか、大学院事務室内に中国籍の職員を配置し、生活・修学支援を行っている。

【自己評価】

- ・教員と職員の協働、障がいのある学生への配慮、オフィスアワーの実施、TA の活用、中途退学者等への対応など、学修支援体制は整備されている。
- ・大学院では、クラス担任制、複数指導教員体制、並びに留学生に対する職員の指導によって、生活・学修支援がなされている。

（3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も障害のある学生に配慮したバリアフリー化を段階的・継続的に努める。
- ・学修支援に関して、「日本一面倒見のよい大学」をめざして、教員と職員の協働体制の充実を進める。特に中途退学学生を一人でも減らしていくよう、修学サポート委員会を中心に全学を挙げて修学支援に取り組んでいく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

（2）2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明】

ア. 教育課程内

- ・教育課程内におけるキャリア教育は、人生設計科目として「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ(各 2 単位)」を 1 年次から 3 年次までの必修の授業科目として開設している。
- ・このうち「キャリアプランニングⅡ」(2 年次)では、インターンシップを実施している。インターンシップは全学生が対象であり、自分で実習先を選び、実施する「自己

開拓インターンシップ」か、大学が紹介する実習先で実施する「大学紹介インターンシップ」のどちらかを選択することとしている。

- ・上記の「キャリアプランニングⅡ」におけるインターンシップの一つとして、プロバスケット球団「仙台 89ERS」と平成 29 年 1 月に「アカデミックパートナー協定」を締結し、プロスポーツの現場において学生の希望に応じ、コーチング、情報分析、アスレティックトレーニング、栄養指導等の「スポーツを支える」機能のインターンシップ体験ができるようにしている。また、同様の協定を、平成 30 年 3 月に楽天野球団（プロ野球）、同年 4 月にベガルタ仙台（プロサッカー）とも締結し、その機会の拡大を図っている。

イ.教育課程外

- ・教学組織として入試創職部（その事務組織として入試創職室）を設置し、教職員が一体となって次のようなキャリア支援の取り組みを行っている。
 - a.10 月のインターンシップ講座を皮切りに公務員試験ガイダンス、就職情報サイト活用講座、筆記試験対策講座、就職活動体験談、エントリーシート書き方講座、就職エリア別対策講座、合同企業説明会のまわり方講座、マナー講座、就職弾丸ツアー、学内合同企業説明会などを実施している。
 - b.受験対策講座としては「公務員（行政職）受験対策講座」「公務員（警察・消防）受験対策講座」を実施している。
 - c.求人情報提供については、就職資料室の相談コーナーにファイルリング提示され、希望する学生には LINE による情報提供をしている。
- ・教師志望の学生が多いことから、教職支援センター（その事務組織としての教職支援室）を設け、教師としての実践的指導力の基礎を身につけるための取り組み（「未来教師塾」）や、教員採用選考試験に関する情報提供、受験対策講座（「教採塾」）を行っている。「教採塾」は平成 29 年度において 18 講座を延べ 114 回実施し、193 人の学生が各々希望する講座を受講した。
- ・現代武道学科では、警察・消防関係への就職希望者が多いため、県警OBの本学元教員を招いて、論作文指導・模擬面接等の学科独自の受験対策を行っている。

（大学院）

- ・2 年コースの教育課程内では、キャリア支援科目として「キャリアマネジメント特講」を設け、斯界の専門家を非常勤講師として招聘している。また選択として「スポーツ科学インターンシップ実習」は自ら希望する職場での 3 週間または 15 日以上の実習を開講している。

【自己評価】

- ・教育課程内にインターンシップを含むキャリア教育のための授業科目を設け、プロスポーツと連携したインターンシップを行うなど、学生の進路志望に応じたキャリア教育を積極的に推進している。また、教育課程外でも入試創職部・教職支援センター等を中心にキャリア支援を行っており、社会的・職業的自立に関する指導体制は整備されている。

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・卒業後に何らかのかたちで体育・スポーツに関わる職業に就きたいと願う多数の学生に対して、プロスポーツと連携したインターンシップの実施や教職支援センターの設置等のキャリア支援を行ってきた。今後は、こうした学生の志望に応じた支援を一層充実させるとともに、体育系大学で学んだ利点を、各学科で取得した資格に応じて福祉分野、栄養分野、警備分野、幼児教育分野等の体育・スポーツ以外の分野でも活かせるようなキャリア支援を拡充していく。
- ・大学院においては、修了生の研究領域等を検証し、職域の開拓・拡充する方策を検討する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

ア.学生サービス、厚生補導のための組織

- ・学生サービス、厚生補導のために、学生部（その事務組織として学生生活室）及び健康管理センター（その事務組織として健康管理室）を設置し、相互に連携して次の業務を行っている。
 - a.学生の生活指導（大学生活への適応支援、拾得物の管理等を含む）
 - b.学友会活動、課外活動への支援
 - c.奨学金・アルバイト紹介、その他学生の経済的支援
 - d.学生の健康管理
 - e.学生アパートの紹介、その他学生の住環境に関する支援
 - f.学生の表彰及び懲戒に関する事項
 - ・入学時に配布される学生証には IC チップが埋め込まれており、学生各々が学生証のなかに自己の健康や食事に関する情報を集積し、分析できる仕組みを取り入れている。この「自己管理システム（栄養自己管理システム、健康自己管理システム、体力自己管理システムの総称）」を介して、学生が自分自身で自己の学生生活を管理できるようにしている。また、学生のスマートフォン等のメールアドレスを登録させて、大地震等の災害発生時に携帯電話のメールを利用して安否確認、情報提供を行う「緊急連絡・安否確認メールシステム」を導入し、緊急時の連絡等に活用している。
- イ.奨学金など学生に対する経済的な支援
- ・学生部が窓口となり、学生への経済的な支援として次の事業を行っている。
 - a.大学独自に「仙台大学スポーツ奨学生規程」を設け、大学が指定するサークルに所属し、競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待できると認められる学生に対し、学費の全額もしくは一部免除を行っている。

仙台大学

b. 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、日本学生支援機構奨学金制度の利用、民間銀行の教育ローン等学費貸付制度、信販会社の提携教育ローン等学費立替制度等の紹介を実施している（表 2-4-1、表 2-4-2）。

表 2-4-1 日本学生支援機構奨学生数の推移

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| 学 部 | 1,377 | 1,385 | 1,359 | 1,436 |
| 大学院 | 6 | 3 | 3 | 2 |

表 2-4-2 民間及び都道府県の奨学金

(人)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| 宮城県社会福祉協議会 | 13 | 5 | 4 | 11 |
| 岩手県介護福祉士 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 愛媛県介護福祉士 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 福島県教育委員会 | 0 | 2 | 1 | 2 |
| 青森県教育委員会 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 岩手県教育委員会 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 森記念財団 東洋水産 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 森記念 東和食品研究振興会 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 亀井記念財団 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 七ヶ浜奨学金 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 九戸奨学金 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 夢を希望基金 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| あしなが育英資金 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 公益信託若林彊祈念奨学金育英会 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 青森県教育厚生会 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 江頭ホスピタリティ事業振興財団 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 仙台大学卒業支援金 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 東北開発記念財団 | 1 | 2 | 1 | 3 |

c. 東日本大震災等の自然災害により、甚大な被害を被っている学生等に対して、学費の減免措置を行っている。

d. 学費未納の事由により除籍となった学生に対して、一定の条件のもとに未納分学費を納入した場合は復学を認める制度を設けている。

ウ. 学生の課外活動への支援

- ・学生部所管として、学長を会長とし、研究生、科目等履修生を除く全学生と、専任教職員をもって構成される仙台大学学友会を組織している。学友会は、大学からの助成金と学生会員から徴収した会費をもって運営されており、平成 29 年度の会費は 3,685 万円であった。その他、保護者会助成金 1,010 万円が活動資金に充てられている。
 - ・平成 29 年度の学友会公認のサークルは 53 団体であり、「サークル運営要綱」、さらに資金等の管理については「部活動に係る資金の管理及び物品等の管理に関する申合せ事項」に基づき、学生委員会や学生生活室の職員の指導のもと適切に運営されている。
 - ・サークル活動は学友会から規程に則って配分されるサークル費によって運営されている。平成 29 年度には総額 1,810 万円が支出されている。また、保護者会からは全国大会出場者・海外留学研修に対して「振興特別助成金」が、顕著な成績を収めた学生に対しては「報奨金」が支給されている。各サークルは、大学内の各施設の利用が優先的に認められているほか、クラブハウス（KMCH）内に部室が与えられる。
 - ・サークルの一部については、実績に応じて、さらなる競技力の向上を目的として、「特別強化指定サークル」と「強化指定サークル」が指定されている。このサークルの指定は、本学の競技力の戦略的な向上や大学の活性化、ならびに、在校生や卒業生の愛校心・帰属意識の向上を目的としたものである。「特別強化指定サークル」とはサークルの部長の申請により、学長が推薦し、理事長が指定するサークルであり、「強化指定サークル」とは部長の申請により、学長が指定するサークルである。平成 29 年度においては、特別強化指定サークルは 13 団体、強化指定サークルは 7 団体となっており、各々実績を上げている。
 - ・学長が認めた場合、サークルは学外指導者（特認コーチならびに学外コーチ）を招聘することができ、特認コーチに関しては大学から手当が支給される。平成 29 年度は特認コーチ 3 人、学外コーチ 4 人が招聘された。
 - ・サークル活動で顕著な功績が認められた場合は「学長賞」「スポーツ功労賞」「文化功労賞」が授与される。平成 29 年度受賞者は学長賞 19 人、スポーツ功労賞 99 人・4 団体、文化功労賞 1 人であった。
 - ・学友会執行部は学生相互の親睦を図ることを目的とした全学的行事、「大学祭」「体育祭」の企画・運営を行っている。
- エ.学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等
- ・学内には健康管理センターが設置されており、学生の健康管理・健康保持の増進及び教職員の健康管理に関する業務を担っている。
 - ・健康管理センターでは定期健康診断の結果に問題のある学生や既往歴のある学生に対し、医師（専任教員 1 人、非常勤医師 2 人）と看護師（1 人）が健康相談・指導を行っている。また、部活動などの怪我に対しての診察や病院紹介、手術後の診察・リハビリの相談や指導をアスレティックトレーニングルームのスタッフと連携して実施している（表 2-4-3）。同センター内には付属診療所、学生相談室、アスレティックトレーニングルームが組織されている。
- a.付属診療所は学生及び教職員の診察を行い、健康の保持増進を図ることを目的としている。

表 2-4-3 健康管理センター月別受診状（平成 29 年度）

（人）

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|----|-----|----|----|
| 受診者 | 111 | 173 | 145 | 97 | 53 | 78 | 123 | 108 | 51 | 131 | 48 | 29 |

b. 学生相談室は学生生活上・修学上等における様々な問題や悩み・疑問等に対する心の支援・相談に対応(月曜から金曜まで開室)している。スタッフは相談員 3 人（教員兼任）と専任のインテーカー1 人が配置されている（表 2-4-4）。

表 2-4-4 学生相談室月別来訪者状況（平成 29 年度）

（人）

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----|---|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 来訪者 | 5 | 13 | 16 | 19 | 9 | 10 | 23 | 17 | 26 | 11 | 10 | 15 |

c. アスレティックトレーニンググループは大学のスポーツ医科学に関する教育活動及び研究活動、アスレティックトレーナーを目指す人材育成等を担っている。

【自己評価】

- ・ 学生サービス・厚生補導の組織が設置され、適切に運営されており、学生の課外活動への支援、学生の心身に関する相談・支援も適切に行われている。これらのことから、学生生活の安定のための支援は適切である。
- ・ 学生への経済的支援に関しては、学生の個々の経済的な状況に着目するなどした大学独自の支援を行うなど、より積極的な支援を今後検討していく必要がある。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 小規模大学ならではのメリットを活かし、学生生活全般の安定のために、学生一人ひとりに目を配った支援を、今後も丁寧に行っていく。経済的支援に関しては、体育系大学ゆえに課外活動での競技実績に応じた支援を充実させてきたが、今後はそれのみならず、近年の厳しい社会的経済的状況を鑑み、学生個々の経済状況等に応じた支援などを検討し、さらなる充実を図る。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

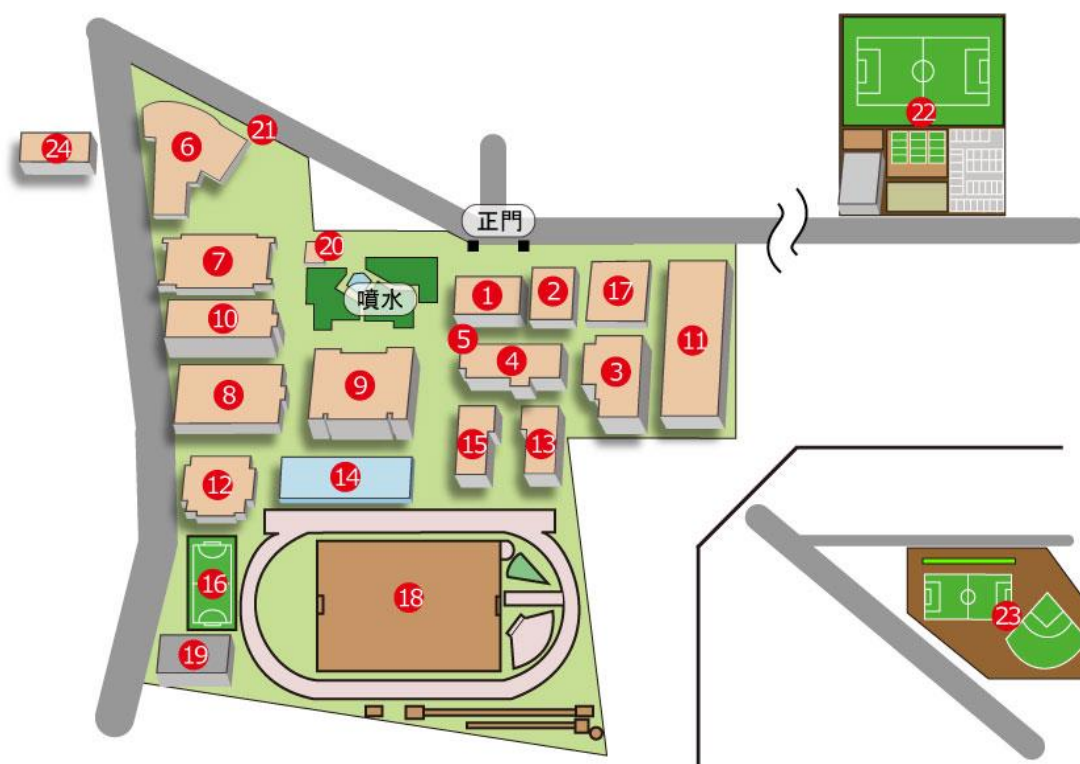
【事実の説明】

・本学の校舎施設の配置は図 2-5-1 のとおりである。校地面積は 180,890.42 m²、校舎面積は 19,562.40 m²で、在籍学生 1 人当たりの校地面積は 73.77 m²である（平成 29 年 5 月現在の在籍学生数 2,452 人）（表 2-5-1）。

表 2-5-1 校地・校舎面積

| 校地面積 | 設置基準上必要な校地面積 | 校舎面積 | 設置基準上必要な校舎面積 |
|---------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 180,890.42 m ² | 24,520 m ² | 19,562.40 m ² | 17,118.92 m ² |

図 2-5-1 施設配置図



- ①管理・研究棟（A 棟） ②付属図書館 ③講義棟（B 棟） ④専門研究棟（C 棟） ⑤掲示板
- ⑥25 記念館（D 棟） ⑦第一体育館 ⑧第二体育館 ⑨第三体育館
- ⑩第四体育館（ダンス・新体操場、アスレティックトレーニングルーム、学生相談室、他） ⑪第五体育館
- ⑫震災復興記念プール ⑬大学院研究棟（E 棟）（健康管理センター） ⑭クラブハウス(KMCH)
- ⑮35 記念館（F 棟）（学生支援センター、就職資料室） ⑯屋外有蓋ハンドボールコート ⑰LC 棟
- ⑱第一グラウンド(陸上競技場) ⑲駐輪場 ⑳図書館分室 ㉑ATM(銀行・郵便局)

仙台大学

②船岡南グラウンド

(人工芝サッカー・ラグビー場,屋内多目的運動場,投球練習場,テニスコート,トレーニング用砂走路,隣接駐車場)

③第二グラウンド(野球場,ラグビー場,ボブスレー・スケルトンプッシュトラック) ④国際交流会館

- ・授業で使用する施設は、70人～300人収容可能な講義室が36室、演習室が16室、実験・実習室が30室、屋内外運動施設が21施設である(表2-5-2)。
- ・平成26年度以降の施設設備の主な増改築としては、平成26年度に陸上競技場第3種公認継続のための改修及び照明のLED化、C棟大講義室のデスク・椅子の入替等、平成27年度にはテニスコートの新設、LC(ラーニング・コモンズ)棟の新設、平成28年度には野球場屋内投球練習場の新築、ピアノ練習室の設置、第四体育館アリーナ冷房工事等を行った。このうち新設のテニスコートは砂入人工芝コート2面とハードコート3面を備えた、全天候型のテニスコートであり、特にハードコートは全米オープンと同仕様のデコターフで、国際大会の感覚での練習が可能である。また、LC棟は学生たちの主体的な学びや活動を支援し、学生と教職員が相互に学びあう「新たな学びの空間」となっている。
- ・施設の日常的な管理業務は営繕管理室が行い、管理運営事項は学生委員会及び教務委員会スポーツ実技実習作業チームにおいて検討している。

表2-5-2 運動施設の概要(平成29年度)

| 名 称 | 面積(m ²) | 開館時間等 | スタッフ等 | | 備 考 | |
|----------------|---------------------|------------|------------|-----|--------|--|
| | | | 専任 | 非常勤 | | |
| 陸上競技場 | 20,951.0 | 8:00~22:00 | 4 | | 第3種公認 | |
| 第一・第二・第四・第五体育館 | 5,950.1 | 8:00~22:00 | 16 | | アリーナ面積 | |
| 第三体育館 | トレーニングセンター | 1,139.6 | 9:00~21:00 | 2 | 4 | |
| | 剣道場 | 540.0 | 8:00~22:00 | 3 | | |
| | 柔道場 | 540.0 | 8:00~22:00 | 3 | | |
| | 体操場 | 1,234.8 | 8:00~22:00 | 5 | | |
| 震災復興記念プール | 1,246.0 | 8:00~22:00 | 2 | | 温水プール | |
| サッカー・ラグビー場 | 12,860.0 | 8:00~21:00 | 10 | 1 | 人工芝 | |
| 野球場 | 12,730.0 | 8:00~21:00 | 2 | | | |
| 屋内ブルペン | 361.9 | 8:00~21:00 | 1 | | | |
| ラグビー場 | 8,275.0 | 8:00~21:00 | 3 | | 天然芝 | |
| ボブスレー・プッシュトラック | 1,470.0 | 8:00~21:00 | 4 | | | |
| ハンドボールコート | 1,125.0 | 8:00~22:00 | 4 | | | |
| 屋内多目的練習場 | 1,120.0 | 8:00~21:00 | 4 | | 人工芝 | |
| テニスコート | 4,450.0 | 8:00~21:00 | 4 | | 5面 | |

仙台大学

| | | | | | |
|------------|----------|------------|---|--|----|
| トレーニング走路 | 1,617.7 | 8:00~21:00 | 2 | | |
| サッカー・陸上競技場 | 15,602.3 | 8:00~21:00 | 2 | | 川平 |
| 明仙バスケラボ | 2,160.0 | 8:00~21:00 | 2 | | 川平 |

- ・附属図書館は、閲覧室 210 席、ニューメディア室（PC26 台、ビデオ・レーザーディスク視聴装置 2 台）、グループ学習室（ビデオ・レーザーディスク視聴装置 7 台）、教員閲覧室（マイクロフィルムリーダー・プリンター）を備えている。
- ・平成 29 年度末現在の所蔵資料数は 135,161 冊（和書 116,360 冊、洋書 17,801 冊）、雑誌 1,465 誌（和雑誌 1,305 誌、洋雑誌 160 誌）、新聞 12 紙、ビデオ、CD、DVD 等約 3,855 本である。図書等の新規購入については、大部分が教員の主導で行われているが、学生の要望を元に購入する仕組みがあり、年間約 80 点の図書が学生の要望に応える形で購入されている。
- ・平成 29 年度における図書館の学生の延べ入館者数（月別）は表 2-5-3 のとおりである。図書館の日常的管理運営は図書館職員が行い、管理運営事項は図書館企画運営委員会において審議している。

表 2-5-3 図書館の入館者数（平成 29 年度）

（人）

| 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 入館者 | 5,937 | 5,056 | 6,362 | 8,173 | 2,231 | 2,446 | 5,172 | 5,474 | 5,464 | 8,004 | 1,742 | 611 |

- ・情報処理施設のコンピュータ台数、ソフトウェア数、開館日などの概要は表 2-5-4 のとおりである。情報処理実習室の開館日は、日曜・祝日・入試等の大学行事を除く月曜日から金曜日で年間 237 日を数える。開館時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時までで、授業利用時間（498 時間）を除いた年間授業外総利用時間数は 2464.5 時間である。コンピュータ実習室は年間 34,255 回、学生に活用されている（表 2-5-5）。

表 2-5-4 情報処理施設の概要

| 情報処理実習室 | |
|----------------------------|-----------|
| 開館時間(8 時 30 分から 21 時) | 12.5 時間 |
| 年間開館日計 | 237 日 |
| 年間開館時間計 | 2962.5 時間 |
| 年間授業利用時間計 | 498 時間 |
| PC 台数 | 85 台 |
| ソフトウェア | |
| ・ Office2016Pro(Microsoft) | |

表 2-5-5 学内情報処理設備利用状況（平成 29 年度）

(人)

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 利用実績 | 1,753 | 3,884 | 5,347 | 3,960 | 487 | 1,248 | 3,076 | 3,194 | 3,705 | 5,662 | 1,597 | 342 |

【自己評価】

・校地・校舎等の施設設備や快適な学修環境を適切に整備し、かつ有効に活用している。
また、適切な規模の図書館を有し、かつ十分な学術情報資料を確保し、図書館を十分に利用できる環境を整えており、IT 施設に関しても最新の機器をそろえ適切に整備している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

- ・施設・設備は、建物入口のスロープ化や段差昇降機の設置、主要建物へのエレベーター設置などの対応を継続的に実施することによって、バリアフリー化に努めている。
- ・施設・設備のすべてについて耐震診断を実施し、合格している。
- ・キャンパス構内、サッカー場、国際交流会館に合わせて 43 台の防犯カメラを設置し、学生が安全快適に生活できるよう配慮している。

【自己評価】

- ・施設・設備の安全性を確保し、利便性にも配慮している。
- ・すべての施設は、建築基準法に定める耐震基準を満たしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

- ・授業を行うクラス編成は、学科及びクラス（体育学科 6 クラス 12 組、健康福祉学科 3 クラス 6 組、運動栄養学科 2 クラス 4 組、スポーツ情報マスメディア学科 2 クラス、現代武道学科 2 クラス、子ども運動教育学科 2 クラス）基本として、授業方法、必修選択の別、授業内容、施設状況に応じて次のとおり対応している。
 - a. 講義科目のうち学部共通の卒業必修となる科目及び教員免許取得の必修科目については 3 回以上開講することを原則とし、1 クラスの受講者数が 150 人を超えないよう努めている。
 - b. 演習科目については、1 クラスの受講者数が 25 人以下となることを基本とし、同一科目を複数回開講する、もしくは複数名の教員が担当するよう対応している。
 - c. 実技・実習科目については、各科目の受講者数が適正になるよう授業内容に応じて、同一科目を複数回開講する、もしくは担当教員数を増員するようにしている。
- ・上記の開講クラス数の調整は、教育企画部（その事務組織である教育企画室）が各年度の時間割作成に際して実施している。

【自己評価】

- ・授業を行う学生数は、適切に管理されている。一部の講義科目においては、三つのクラスに分けて開講することを原則とし、1クラスの受講者数が150人以下となるように努めている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・体育系大学として必要な校地、校舎、実習施設、運動施設の整備はほぼ完了している。今後はそれらのメンテナンスを適切に行うとともに、老朽化した一部の施設の改修や施設設備の経年劣化への対応を計画的かつ効率的に実施していく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望を把握する総合的な窓口として「学生意見箱」を構内 5 か所に設置している。「学生意見箱」は学生部長が管理し、学生の意見・要望を把握して学長に報告するとともに、学生部において意見・要望の内容を検討したうえで、内容別に関連する学科・部・室に具体的な対応を要請している。
- ・学生 25 人程度に 1 人の割合でクラス担任教員を置き（4 年生の場合は卒業論文担当教員）、クラス担任教員等が学生個別の意見・要望を把握する仕組みとなっている。クラス担任教員は、学生からの意見・要望を、必要に応じて関連する学科・部・室に連絡し、対応を要請している。
- ・課外活動に関する意見・要望については、各サークルの学生役員による代表者会議（年 2 回の定期開催の他、必要に応じて随時開催）を開催し、学生部長、学生生活室職員が出席して、学生の意見・要望を直接聴取する機会を設定している。
- ・日常的に、学修支援や学修環境に関しては教育企画室と教職支援センター、学生支援センターが、学生生活に関しては学生支援室と健康管理センターが各々窓口となって学生の意見・要望を受け付け、対応するよう努めている。

【自己評価】

- ・学生の意見・要望をくみ上げる仕組みを整備し、それらを学修支援、学生生活の改善、施設・設備の改善に反映させるよう努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の意見や要望への対応に関して、従来は学生から出された意見や要望を受け止めるという「待ち」の姿勢であったが、今後は学生生活についての満足度調査や施設・設備についての満足度調査等などを実施し、その分析を通して大学がより積極的に学生の意見や要望を把握するよう努める。

[基準 2 の自己評価]

- ・学生の受入れについては、教育目的を踏まえアドミッションポリシーを適切に定めて周知し、ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法で入学者の選考を行うとともに、教育を行う環境の確保のため入学定員及び収容定員に沿って適切に在籍学生を確保している。
- ・学修支援に関しては、教員と職員の協働、障がいのある学生への配慮、オフィスアワーの実施、TA の活用、中途退学者等への対応など、その体制は整備されている。
- ・キャリア支援については、教育課程内にインターンシップを含むキャリア教育のための授業科目を設け、プロスポーツと連携したインターンシップを行うなど、学生の進路志望に応じたキャリア教育を積極的に推進している。また、教育課程外でも入試創職部・教職支援センター等を中心にキャリア支援を行っており、社会的・職業的自立に関する指導体制は整備されている。
- ・学生サービスに関しては、学生サービス・厚生補導の組織が設置され、適切に運営されており、学生の課外活動への支援、学生の心身に関する相談・支援も適切に行われている。
- ・学修環境は、校地・校舎等の施設設備や快適な学修環境を適切に整備し、安全性を確保し、利便性にも配慮しつつ有効に活用している。また、適切な規模の図書館を有し、かつ十分な学術情報資料を確保し、図書館を十分に用できる環境を整えており、IT 施設に関しても最新の機器をそろえ適切に整備している。授業を行う学生数は、適切に管理されている。
- ・学生の意見や要望への対応としては、それらをくみ上げる仕組みを整備し、学修支援、学生生活の改善、施設・設備の改善に反映させるよう努めている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・学則第 2 条に定める教育目的を踏まえ、表 3-1-1 の通り、体育学部及び各学科（体育学科、健康福祉学科、運動栄養学科、スポーツ情報マスメディア学科、現代武道学科、子ども運動教育学科）のディプロマポリシーを定めている。
- ・体育学部及び各学科のディプロマポリシーは各年度の大学案内、入学試験要項に掲載するとともに、ホームページ上で公開し、周知を図っている。

表 3-1-1 体育学部及び各学科のディプロマポリシー

体育学部のディプロマポリシー

仙台大学体育学部は、建学の精神「実学と創意工夫」を基盤に「スポーツ・フォア・オール」を基本理念として、学生一人一人の無限の可能性を導き出す真の人間形成を促す教育を展開し、体育学の基盤的な分野、すなわち、体育・スポーツ及び健康分野において専門的な知見・技能を有して活躍できる人材を育成することを目標としています。

すなわち、教育分野を含む体育・スポーツ及び健康領域での指導に携わる人材、体育・スポーツ及び健康分野の産業等に携わり、各分野で組織の目標達成・業績向上や職場の人間関係の構築・深化などに寄与するに足る能力・識見を身につけた学生に対して学位を授与します。

仙台大学体育学部では、この人材育成目標を達成するため、本学のアドミッションポリシーに沿って受入れた学生に対して、卒業までに次のようなことを修得することを求めています。

本学のカリキュラムポリシーのもと、本学の基本理念・教育目標に沿って設定した授業科目、さらには学内外における体育・スポーツ活動や社会貢献活動を通じて、

- ・その授業科目を履修して卒業要件単位数を修得することができること。
- ・体育・スポーツ及び健康分野についての専門的知識・技能を修得するとともに、それらを実践・応用する力を身につけることができること。

- ・現代社会において体育・スポーツ及び健康分野の学問が果たすべき役割を理解し、課題探究力、問題解決力、コミュニケーション能力などを総合的に身につけることができること。

体育学科のディプロマポリシー

- ・専門分野としてコーチング、トレーナー、マネジメントの各コースの中から1分野を選択し、そのコースでの多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な体育・スポーツに関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身に付けること。
- ・その上で、生涯スポーツの観点における運動・スポーツに関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること。

健康福祉学科のディプロマポリシー

- ・健康福祉の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、子どもから高齢者、障がい児・者、生活習慣病のある人全ての健康増進に必要な健康と福祉およびスポーツに関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身に付けること。
- ・その上で、現代社会において健康と福祉およびスポーツに関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること。

運動栄養学科のディプロマポリシー

- ・栄養学の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な運動・スポーツと栄養に関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身に付けること。
- ・その上で、現代社会において運動・スポーツと栄養に関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること。

スポーツ情報マスメディア学科のディプロマポリシー

- ・スポーツ情報の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な運動・スポーツと情報の活用に関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身に付けること。
- ・その上で、現代社会において運動・スポーツとスポーツ情報に関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること。

現代武道学科のディプロマポリシー

- ・武道学及び武道の応用展開をベースとする社会の安全・安心に関わる領域（現代社会の多様なリスク・危機を踏まえた警護・警備等）に卒業後社会で専門性を発揮できる力と必要な基本的な学修能力を身につけ、それを実践できること。
- ・その上で、現代社会においてわが国の伝統文化としての武道や海外における武道さらに、社会の安全・安心に貢献できる役割を深く理解すること。

子ども運動教育学科のディプロマポリシー

- ・教育学・保育学の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、幼児の運動遊びの支援・助長に深い知識と感性を有して、保育・幼児教育に従事する上での専門的な知識を修得し、これを実践できる力を身に付けること。
- ・その上で、現代社会において幼児の運動遊びの支援・助長に深い知識と感性を有して、保育・幼児教育上、果たすべき役割を深く理解すること。

(大学院)

- ・大学院の学位授与の方針を表 3-1-2 のとおりディプロマポリシーとして定め、本学ホームページ上で情報公開している。

表 3-1-2 大学院のディプロマポリシー

| | ディプロマポリシー |
|-----------|---|
| スポーツ科学研究科 | 多様化・高度化したスポーツについて様々な側面から理論的、実証的あるいは事例的方法によるアプローチを行い、体育・スポーツ、健康福祉、運動栄養、スポーツ情報マスメディア及び現代武道の分野における高度な専門的指導者として、その発展に寄与しうる有能な人材を育成することを目指しています。 |

【自己評価】

- ・教育目的を踏まえ、学部・学科のディプロマポリシーを定め、周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【事実の説明】

- ・単位認定の基準は、学則第 28 条の 2 において、a.講義及び演習については 15 時間の授業で 1 単位とする、b.実験、実習及び実技については 30 時間の授業で 1 単位とする、c.卒業論文については 6 単位とすると定め、各年度の学生便覧に掲載している。
- ・1 年間の授業を行う期間は、学則第 29 条において定期試験の期間を含め 35 週にわたることを原則とすると定め、各年度の学生便覧を通して周知している。

- ・各授業科目は、学則第 30 条において、定期試験を除き 15 週にわたる期間を単位として行うことと定め、各年度の学生便覧に掲載して周知している。
- ・授業科目を履修した学生に対しては、学則第 31 条において試験その他の方法により単位を授与することを定め、各年度の学生便覧に掲載して周知している。なお、学則第 31 条の 2 及び同 31 条の 3 において、他の大学または短期大学などにおいて修得した単位は教授会の議を経て 60 単位を限度として単位を与えることと定めている。
- ・成績評価にかかわる基準は、各学科「教育課程及び履修方法に関する規程」において定め、各年度の学生便覧に掲載して周知している。
- ・各授業科目における単位認定及び成績評価の基準は、「授業概要」（シラバス）に明記して周知している。
- ・卒業認定に関しては、学則第 35 条において、所定の授業科目を履修し、124 単位以上修得した者について学長が認定すると定め、各年度の学生便覧に掲載して周知している。
- ・各授業科目における単位認定及び成績評価は、授業担当者による成績提出、教育企画室によるチェック、授業担当者の再確認、という流れで行っている。
- ・卒業認定については、教務委員会による検討、教授会における審議、学長による決定、という流れで行っている。

(大学院)

- ・大学院の単位認定にかかわる基準は、大学院学則第 36 条（単位の計算）に明記している。
- ・授業期間等は、大学院学則第 34 条（授業期間等）に明記している。
- ・成績評価については、大学院学則第 37 条（単位の授与）に明記している。
- ・修了認定の基準は、大学院学則第 43 条（課程の修了）に明記している。
- ・学位については、大学院学則第 44 条（学位授与）に明記している。
- ・これらの基準、「大学院学位規程」、「教育課程及び履修方法に関する規程」、「修士論文等」及び「特定の課題についての研究及びリサーチペーパー」の作成手順については、「大学院便覧」に全て明記している。
- ・各授業科目における単位認定及び成績評価は、授業担当者による成績提出、大学院事務室によるチェック、授業担当者の再確認という流れで行っている。
- ・修士論文およびリサーチペーパーは、正・副指導教員のほか、もう 1 人の副査によって、「修士論文等」及び「特定の課題についての研究及びリサーチペーパー」の作成手順、審査等に基づき厳正に審査している。
- ・修了認定については、大学院教務・学生係による検討、研究科会議において審議・承認という流れで行っている。

【自己評価】

- ・ディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を適切に定め、周知し適用している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・単位認定、成績評価、卒業認定の基準は定められているが、成績評価や単位認定の実際の運用場面において各教員が基準を厳正に適用しているかを点検し、かつ厳正な適用に向けて改めて指導に努める。
- ・GPAについてもすでに導入されてはいるものの、その活用が、例えば一定ポイント以上を獲得した学生について履修登録単位数の上限を緩和するなどの措置に限られており、現状では必ずしも広く活用されてはいない。今後は、教育実習、介護実習等の諸資格を取得するために必要な実習の履修許可基準として用いるなど、その有効な活用について検討する。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

- ・学則第 2 条に定める教育目的を踏まえ、表 3-2-1 の通り、体育学部及び各学科(体育学科、健康福祉学科、運動栄養学科、スポーツ情報マスメディア学科、現代武道学科、子ども運動教育学科) のカリキュラムポリシーを定めている。
- ・体育学部及び各学科のカリキュラムポリシーは各年度の『大学案内』に掲載するとともに、ホームページ上で公開し、周知を図っている。

表 3-2-1 体育学部及び各学科のカリキュラムポリシー

体育学部のカリキュラムポリシー

仙台大学体育学部では、人材育成目標を達成するため、本学のディプロマポリシー達成するために、次のような教育課程を編成しています。

教育課程は、『教養教育』と『専門教育』の 2 つに大別されています。

『教養教育』は、6 学科共通の「教養基礎科目」、「教養展開科目」、「海外文化科目」及び「人生設計科目」の各科目から構成されています。これらの科目を履修することにより、自らの専門領域の勉学を進めていくためにも、さらに健全な社会生活を送るためにも、身につけておくべき基礎的な知識や技能を幅広く習得することになります。

提供される科目の主なねらいはつぎのとおりです。

【教養基礎科目】

大学生としての自覚を高めるとともに、高校でも習得してきた勉よびコミュニケーションに関する基礎的技能のさらなる伸長をめざします。

【教養展開科目】

人文、社会、自然の3分野の教養を幅広く身につけるとともに、課題に沿って勉学や研究を主体的に取り組むことができる技能の習得をめざします。

【海外文化科目】

英語をはじめとした各種外国語の習得を通じて各国文化への理解を深め、グローバルな視点での見方・考え方ができる態度を養います。

【人生設計科目】

充実した学生生活、さらに卒業後社会人として生きていくための方向づけを促し、深めることをめざします。

『専門教育』は、各学科において、人材育成に向け特色のある編成となっています。体育学の基礎と各学科の学問分野の基礎となる「専門基礎科目」、そして、これらを基礎としてそれらの応用力を習得する「発展科目」や「応用科目」と、基礎から発展・応用という形で順次性をもった構成となっており、体系的に専門的な知識や技能を習得することになります。

また、教員免許状を取得するために必要な「教職に関する科目」、学科を超えて履修できる「自由科目」も設置されています。

以上の教養教育及び専門教育の学習に先立ち、入学直後から、本学のアドミッションポリシーに沿って受入れた多様な入学者が自ら学習計画を立て主体的に大学での学習に取り組むことのできるような学習方式の修得を初年次教育に取り入れることとしています。

さらに、教師・学生間の討議を通じた課題解決型講義をはじめ学生の能動的な学修を促す教育内容・方法を取り入れるとともに、学習到達度について評価の観点、基準、尺度、課題の各要素に着目して具体的に把握していくルーブリックの導入等、実効ある学習成果の評価方式を導入することとしています。

体育学科のカリキュラムポリシー

「スポーツコーチング」「スポーツトレーナー」「スポーツマネジメント」の三つのコースを設置し、専門性の高い教員による体育・スポーツ科学に関する講義に加え、実社会を念頭に置いた多様な課題を追究する演習や実習などに主体的に参加することによって、コース毎に専門分野の知見・技能の修得及び関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。

<スポーツコーチング・コース>

1. 現代のスポーツにおけるコーチングや学校教育における体育指導についての専門的な知識を修得する科目

2. スポーツコーチングや体育指導の演習・実習を通じ、トップアスリートを育成指導する者や競技スポーツにおける専門的指導者になるために必要な知識・技能の実践・活用法を修得する科目

3. スポーツや体育の実践の場を想定し、専門的な知識や技術を修得する科目

4. スポーツや体育を科学的に研究し、科学的方法に基づいたスポーツコーチングや体育指導を行える者を育成する科目

<スポーツトレーナー・コース>

1. スポーツ傷害の予防や評価、管理、アスレティックリハビリテーション等を実施するための専門的な知識を修得する科目

2. 健康・体力づくりや競技力向上に関わるトレーニングのサポートを実施するための専門的な知識を修得する科目

3. i) 及び ii) の専門的な知識に基づく身体の構造・機能の評価およびトレーニングプログラムを作成するための応用力を修得する科目

4. スポーツトレーナーとして活動するうえで必要となる実技・技術の修得及び実践力を修得する科目

5. スポーツトレーナーとしての専門的知識やそれをベースにした応用力をスポーツ現場にて発揮するための実践的科目

<スポーツマネジメント・コース>

1. スポーツ事業・スポーツ組織や施設の経営・管理において必要となる専門的な知識を修得する科目

2. 野外・レクリエーションの現場で求められる技術とマネジメント能力、アウトドアスポーツやレクリエーションに関する専門的知識を修得する科目

3. 専門的な知識を踏まえたスポーツに関する企画と運営を行うための応用力を修得する科目

4. 幅広いスポーツ関連現場での企画、運営、評価、改善といった一連のマネジメントが行える実践力を修得する科目

5. スポーツマネジメントにおける専門的知識や技術、応用力を幅広いスポーツ関連現場にて発揮するための実践的科目

健康福祉学科のカリキュラムポリシー

子どもから高齢者に至るあらゆる世代を対象に、また、障がい児・者を対象に、その心身及び健康に関する幅広い知識や技能を学ぶと共に、あらゆる人々を対象にした本学独自の「健康づくり運動サポーター」の活動を基に安全で効果的な楽しい運動指導法や実践力を学生が主体的、創造的に修得できよう、また、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。

1. 運動・スポーツに関する専門的な知識・技能の基盤を修得する科目

2. 心身の健康や福祉に関する専門的な知識を修得する科目

3. 健康福祉、教育等の領域で運動指導や健康支援、スポーツ指導のための実践力を身につける理論、実技、演習等の科目

4. 教職に関する科目の他、高齢者の健康維持や介護に関する専門的な知識・技能を修得する介護福祉士・社会福祉士資格関連科目

運動栄養学科のカリキュラムポリシー

運動・スポーツと栄養に関する幅広い知識や技能、これらを通じてすべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に寄与できる実践力の修得、更に、本学独自の「運動栄養サポート研究会」の活動をはじめ、運動・スポーツの現場に密着した体験型の教育活動を通じて、学生による主体的、創造的な学びができるよう、また、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。

1. 運動・スポーツに関する専門的な知識・技能の基礎を修得する科目
2. 運動・スポーツと栄養の関わりを専門的に学ぶスポーツ栄養学関係の科目
3. スポーツ選手の競技力向上をめざした栄養サポートを実践するうえで必要な専門的な知識・技能を、実際の体験を通じて主体的に修得する科目
4. 教職に関する科目の他、栄養や栄養指導に関する専門的な知識・技能を修得する栄養士資格関連科目

スポーツ情報マスメディア学科のカリキュラムポリシー

求められるスポーツ情報を迅速に、かつ効果的に「収集・分析・加工（編集）して伝える」ことを学べるよう「情報戦略」と「マスメディア」の二つの履修モデルを設け、いずれの履修モデルにおいてもスポーツ界の様々な現場で即戦力となれるよう、授業の多くに体験型の学習、演習形式を取り入れると共に、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。

1. 運動・スポーツに関する専門的な知識・技能や学校教育における体育指導についての基礎を修得する科目
2. スポーツ情報に関する専門的な知識・技能を修得する科目
3. 競技現場やメディアでの演習からスポーツ情報の実践・活用法を修得する科目
4. スポーツ情報戦略を専門的に学び、競技力向上を目指した情報の収集・分析・伝達を実際の体験を通じて主体的に修得する科目
5. スポーツマスメディアを専門的に学び、スポーツ情報を適切に扱うための取材・編集（加工）・提供を実際の体験を通じて主体的に修得する科目

現代武道学科のカリキュラム・ポリシー

体育学を基に、武道教育と武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する科目を幅広く学修すると共に、関連資格が取得できるよう配慮して、授業では段階的かつ体験的に学べるように実技・演習形式を多く取り入れ、学生自らが創造的、主体的に取り組めるようなカリキュラムを用意しています。

1. 現代の武道や学校教育における武道指導についての専門的な知識を修得する科目
2. その基盤となる体育・スポーツ及び健康分野での体育・スポーツ健康科学関係科目

3. 武道実技や武道の応用展開としての演習・実技を実践し、基本的知識や専門的な身体運動の技術を身につけ実践力を修得する科目
4. 海外における武道実習・実技の体験を通して技術や文化価値を知る機会を得る独自のプログラムを設定した国際交流を推進している科目
5. 武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する科目（現代社会の各種リスク・危機を踏まえた警護・警備等）

子ども運動教育学科のディプロマポリシー

幼児期の子どもの運動遊びの支援・助長に関する教育を「体育学」の領域を基盤として行うとともに、幼児期の子どもの発育発達に係る「教育学・保育学」にまたがる領域をも取り込み、この分野の実践的な学習を通じ、幼稚園教諭、保育士、幼児体育指導者などを養成するカリキュラムを用意しています。

1. 幼児期の子どもの運動遊びを軸とした保育・幼児教育について専門的知識・技能を修得する科目
2. その基盤となる体育学の領域での体育・スポーツ健康科学関係科目
3. 子どもの運動あそびを軸として幼児期の子どもの発育発達段階を踏まえた保育や幼児教育を進める上で必要となる教育学・保育学の領域での科目
4. 教育学、保育学の一環での保育上の表現技術及び保育実習の内容を理解する科目
5. 地域社会や各家庭の保護者への運動遊びを軸とした保育や幼児教育の指導を行える者を育成する科目
6. 教職に関する科目の他、就学前の幼・小児の保育に関する保育士資格関連科目

- ・ 体育学部のカリキュラムポリシーにおいて「本学のディプロマポリシー達成するために、次のような教育課程を編成しています」と謳うように、ディプロマポリシーとの一貫性が保たれるようカリキュラムポリシーの策定に努めている。

(大学院)

- ・ 大学院の教育目的を踏まえた教育課程の編成方針を、表 3-2-2 のとおり、カリキュラムポリシーとして定め本学ホームページ上で情報公開している。
- ・ 1 年コース、2 年コースの教育課程の編成方針に関しては、大学院便覧等に記載するとともに、オリエンテーションを通じて学生に周知徹底を図っている。

表 3-2-2 大学院のカリキュラムポリシー

| | カリキュラムポリシー |
|-----------|---|
| スポーツ科学研究科 | 2年コースの教育課程では、「キャリア支援科目」（機能開発）と「アカデミック支援科目」（専門的知識・技能の修得）の組み合わせによるコースワークの充実を図っています。 |

| | |
|--|--|
| | <p>職域や資格取得に直結した履修モデルを参考に、学生が主体的に履修計画を設計する以外にも、学生自身が授業のプログラムを開発しそれを実践する科目や、長期のインターンシップもカリキュラムに組み込んでいます。</p> <p>1年コースでは、それぞれの領域の実務経験者を対象に、「学校体育領域」「スポーツプロモーション領域」「健康・体力支援領域」という3領域を設置しています。学生には修士論文に代え、自らの抱える専門分野での課題を設定し、その解決策を内容とする「特定の課題についての研究の成果（リサーチ・ペーパー）」が課されます。</p> |
|--|--|

【自己評価】

- ・教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを適切に定め、周知している。また、ディプロマポリシーとの一貫性が確保されるよう努めている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

- ・全学的組織である教育課程検討委員会（学長、副学長、各学科長、教育企画部長、学生部長、入試創職部長から構成）を中心に、カリキュラムポリシーに即して体系的な教育課程を作成している。
- ・授業科目は、各学科とも基礎科目（教養基礎科目、教養展開科目、海外文化科目、人生設計科目）、専門基礎科目、発展科目、応用科目と順次性を持って体系的に編成している。また、学生の学修の幅を広げるため、学科を超えて履修できる自由科目も設置している。
- ・体育系大学としての「学士力」を形成するための体系的な学修に視するため、授業科目のなかから、学部共通の学士力基盤科目（基礎科目5科目、専門基礎科目6科目）、及び学科毎の主要科目を指定している。
- ・1年生に対する初年次教育科目として、基礎科目のなかに「導入演習」（前期）、「キャリアプランニングⅠ」（後期）、「学習基礎教養演習」（後期）の3科目を開講している。
- ・教員免許状など、様々な資格を取得することを可能にする教育課程を編成している。また、諸資格と必要科目の対応については学内情報ポータルサイト上で公開している。
- ・各授業科目について「授業概要」（シラバス）を作成し、「授業の一般目標」「授業の到達目標」「授業計画」（全体と各回）、「成績評価方法」（方針と基準）を明示し、学生に配布している。「授業概要」（シラバス）の記載事項のうち「授業計画」においては、授業の回ごとに「授業外学習」についても記載している。なお、すべての授業科目について、教育企画部の教育改善企画運営委員会が「授業概要」（シラバス）の記載内容を厳密にチェックしている。

（大学院）

- ・大学院1年コースの授業科目は、領域ごとの必修科目2科目12単位、3科目6単位以上の領域選択必修科目及び選択科目から構成されている。1年コース学生には、修

士論文に代え、実践的研究を通し自らの抱える課題を究明する「特定の課題に関する研究（リサーチペーパー）」が修了審査の対象となっている。

- ・2年コースの授業科目は、コア科目および選択科目に区分されているが、キャリア支援科目として、コア科目の必修科目として「キャリアマネジメント特講」、選択科目として「スポーツ科学インターンシップ実習」のほか、学生自らがプログラムを開発し、2年次にそれを1年生に対し実践し（スポーツ科学指導演習）、1年生はそれを受講し評価する（スポーツ科学特講）という、学生が主体的に取り組む一連の授業を設けている。なお、2年コース学生には、修士論文が修了審査の対象となる。
- ・2年コースで、8分野の履修モデルを提供するとともに、それぞれの授業科目に「領域水準コード」を付し、体系的な編成を組んでいる。さらにポートフォリオ学修を取り入れ、その成果を評価の対象にしている。

【自己評価】

- ・カリキュラムポリシーに即して体系的に教育課程を編成し、実施している。また、シラバスも適切に整備している。

3-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

- ・教養教育は、教育企画部教務委員会の下部組織である、「教養科目作業チーム」が運営している。
- ・教養教育に関わる授業科目は、教育課程上、「基礎科目」のなかに開設されており、「教養基礎科目」（初年次教育・情報処理・外国語（英語）・大学における基礎的な学習方法に関する科目）、「教養展開科目」（人文・社会・自然科学の各分野の科目）、「海外文化科目」（英語、ドイツ語、スペイン語、中国語、韓国語、日本語（留学生対応）に関する科目）で構成されている。
- ・「教養展開科目」には、放送大学や学都仙台コンソーシアムに加盟する大学との単位互換科目が含まれており、学生の学修の幅が広がるようにしている。また、体育系大学である本学での「新しい教養教育」を実現するため、体育系大学で学べる諸領域の概要を理解するための「体育系大学の基礎教養」と、サークル活動等をベースに実践的に教養を学ぶための「仙台大学の専門教養演習」Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを開設している。「体育系大学の専門教養」と「仙台大学の専門教養演習」は全教員が担当している。
- ・平成29年度より、外国語（英語）教育を抜本的に見直し、集中と継続という考え方にもとづいて、週1回45分の授業を1年次後期から3年次前期までの2年間にわたり全学生必修として実施し、外国語の学力を高めることとしている（従来は週1回90分の授業を1年間実施）。また、授業方法として、授業開始前にプレースメントテストを実施し、学生を各々の能力に応じて8段階のグレードに分けたクラス（1クラスは20人～35人）に配置して授業を進めるという能力別・少人数の授業を行っている。さらに、学生の興味・関心に応じた授業内容とするため、スポーツ関連の題材をできるだけ多く取り入れた本学オリジナルのテキストを作成している。

【自己評価】

- ・教養教育は適切に実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

- ・ 教授内容や方法の工夫・開発を進めるための組織として、教育企画部に教育改善企画運営委員会を設置している。同委員会においては、教授方法等の改善のための教員向けの研修会の実施、「授業概要」（シラバス）の記載内容チェック、学生対象の「授業改善アンケート調査（山形大学 FD ネットワークつばさ事務局・高等教育研究企画センター）」実施と結果の検証その他を行っている。
- ・ 上記の研修会においては、「ディープ・アクティブレニング」、「学生主体の授業づくりのあり方と展望」（平成 28 年度）、「主体的・対話的な学びを実現するための授業のかたち」（平成 29 年度）をテーマに全教員を対象とした研修を行い、全学を挙げて新しい教授方法の取り入れ等、授業内容や方法について改善・工夫に取り組んでいる。
- ・ 単位制度の実質を保つための工夫として CAP 制を採用し、年間履修登録単位数の上限を 49 単位とすることを各学科「教育課程及び履修方法に関する規程」において定め、各年度はじめの履修登録の際に各学生の登録単位数を教育企画室がチェックしている。ただし、この CAP 制に関しては、前年度の GPA が高い学生については年間履修登録単位数の上限を 8 単位～16 単位上乗せできるよう、柔軟に対応している。

（大学院）

- ・ 2 年コースで、8 分野の履修モデルを提供するとともに、それぞれの授業科目に「領域水準コード」を付し、体系的な編成を組んでいる。さらに学部在先立ちポートフォリオ学修を取り入れ、その成果を評価の対象にしている。
- ・ 少数で開講する演習形式の授業では、教員・学生間の討議を通じた課題解決型講義をはじめ学生の能動的な学修を促す教育内容・方法を積極的に取り入れている。
- ・ 各授業科目における具体的な学習指導計画及び授業外の学修については、「授業概要」（シラバス）に明記し、その中には、成績評価の方針及び方法についても記載している。
- ・ 専修免許状（保健体育及び養護教諭）を取得することを可能にする教育課程を編成している。諸資格と必要科目の対応については、大学院便覧に記載している。
- ・ 各授業科目における具体的な学習指導計画及び授業外の学修については、「授業概要」（シラバス）に明記している。
- ・ 授業の改善を進めるための組織として、教務・学生係及び FD 活動推進係を設置している。同係においては、「授業概要」（シラバス）の整合性チェック、学生対象の「授業改善アンケート調査」の導入に向けて検討を行っている。平成 29 年度は暫定的に前期 3 科目（コア科目）で学部同等の調査を実施し、その取りまとめ等を行った。

【自己評価】

- ・ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施に努めている。

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ カリキュラムポリシーの策定・周知、教育課程の体系的編成、授業方法の工夫・開発について、教育課程検討委員会、教育改善企画運営委員会を中心に、全学を挙げて恒常的に改善・向上に努める。

- ・ 現行の教育課程が実施から数年を経ていることを踏まえ、全面的な見直しと改善を図る。その際、本学の使命・目的、教育目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー等との整合性を考慮することはもとより、日本学術会議等がまとめた分野別の教育課程編成上の参照基準を活用して、本学の学位水準が維持・向上するよう留意する。また、カリキュラムマップや授業科目のナンバリングその他により、教育課程の体系が学生に見えるように工夫する。
- ・ 体育系大学における「新しい教養教育」として開設した「体育系大学の基礎教養」及び「仙台大学の専門教養演習」について、導入から 5 年以上経過したことを踏まえ、その効果を検証する。
- ・ 外国語（英語）教育に関して、新しく導入した教育内容・方法の効果について毎年度検証し、すべての学生の学力向上をめざす。
- ・ 「授業概要」（シラバス）に関して、ディプロマポリシー等との関連を記載するなど、記載事項や内容について、受講者の視点から再検討する。
- ・ 教授方法の工夫・開発については、「教育の質保証」において最も重要な要素であることを教員すべてが自覚するように促し、具体的成果が現れるよう研修会等の一層の活性化を図る。
- ・ 大学院では、修士論文およびリサーチペーパーの審査体制の運営が教育の質をさらに高めらるものになるように改善を図る。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

ア. 学修成果の点検・評価としての学生の学修状況調査の実施

- ・ 各年度、全学生を対象に「学生の学修状況に関する調査」を実施し、授業外の毎日の自主的な学修時間、大学での学修において最も力を入れている事項、卒業後に希望する進路その他について調査している。また、各年度 4 月のオリエンテーション実施時に、全学生を対象に、所属サークル（1 年生は所属希望サークル）、取得希望資格、希望進路等に関する調査を実施している。

イ. 学修成果の点検・評価としての学生の授業出席状況や成績の確認

- ・ 学生の授業出席状況の確認のため出席管理システムを導入し、教員・職員が必要に応じて、すべての学生の履修・出席状況を確認できるようにしている。各教員は、履修状況が思わしくない、あまり授業に出席していないなど、指導が必要となる学生に対

し、出席していない理由を確認したり、悩みの相談をしたりして、積極的に授業に出席し、単位を修得できるように指導・支援をするようにしている。

- ・各学年（前・後期ごと）にモニター用の授業科目を設定し、当該科目に欠席が目立つ学生については、副学長をトップとする修学サポート委員会が個別面談を行うなどの支援を実施している。
- ・各学生の成績について、各学期末に、クラス担任教員（4年生は卒論担当教員）が学生に成績表を直接交付することとしている。その際、学生の単位修得状況や GPA を確認し、改善点等を指導している。

ウ.学修成果の点検・評価としての授業改善アンケートの実施

- ・各学期に、全授業科目を対象に授業改善アンケート調査を、東日本地域の大学・短大等の教育改善推進を目的として発足した「FD ネットワークつばさ（事務局：山形大学高等教育研究企画センター）」の共通フォーマットを用いて実施し、各授業科目に対する学生の取り組み状況や要望・意見、満足度などを確認している。

エ.学修成果の点検・評価としての学生の資格取得調査の実施

- ・各年度、キャリアセンター及び教育企画部において学生の資格取得状況を調査し、その結果を教員・職員すべてで共有している。

オ.学修成果の点検・評価としての学生の就職状況調査の実施

- ・入試創職室において、各年度、10月、1月、11月末、卒業式前日の複数回にわたり（平成29年度）、各研究室（卒論ゼミ）の協力のもとに4年生を対象に就職活動状況の調査を実施している。

（大学院）

- ・ポートフォリオにより、授業担当者が受講学生の学修状況を把握するようにしている。
- ・指導教員が担当学生の成績、資格取得、就職状況を把握し、年度末の研究科会議で点検・評価している。

【自己評価】

- ・各種の調査により、学修成果の点検・評価に努めている。
- ・大学院では、授業担当者及び指導教員が学生の学修、資格取得、就職状況について把握し、大学院担当教員がそれら情報を共有することによって点検・評価を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

- ・学生に対して実施した「学修状況調査」の結果を、教員すべてを対象とする研修会のテーマに設定し、その内容の教員へのフィードバックを行っている。
- ・授業改善アンケート調査については、集計結果を学内情報ポータルサイト上で全教員に公表している。また、各教員がこのアンケート結果を授業改善に生かせるように、全体平均あるいは前年同期の当該科目と比較することで授業改善度を自己診断できるようにしている。さらに、学生が書いた自由記述は各教員に直接返却し、学生からの授業に対する意見について担当教員が確認するとともに、授業の改善に結びつけることができるようにしている。

- ・各年度、教育内容・方法の改善に向けて教員と学生代表が直接話し合い、討議する研修会を開催している。その検討結果は「FD 年次活動報告」にまとめ、全教員にフィードバックしている。

(大学院)

- ・学部の教育改善企画運営委員が大学院 FD 活動推進係を兼務することにより、学部と合同で FD 活動に取り組んでいる。
- ・授業改善アンケート調査の導入については検討中である。平成 29 年度は暫定的に前期 3 科目（コア科目）で学部同等の調査を実施し、学生の授業に対する意見について担当教員が確認するとともに授業の改善に結びつけている。
- ・年度当初に、前年度の自己点検評価に基づき、研究科長から年度目標が大学院担当教員に示され、改善に努めている。

【自己評価】

- ・学修成果の点検・評価結果は、教育内容・方法及び学修指導の改善の資料として、教員にフィードバックされている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・卒業生や就職先に対するアンケートが未実施であるので、早急に実施する。
- ・学修状況調査や授業改善アンケート等の各種調査については、より正確に学生の学修成果の実態が把握できるよう質問内容の改善や評価方法の見直しを行う。
- ・学修の成果を把握する方法としてアンケートだけでなく、学修ポートフォリオの導入等を検討し、実施する。
- ・各種の調査結果が教育内容・方法や学修指導の改善に実際に結びつくよう、それらを教員に確実にフィードバックするとともに、例えば授業改善アンケート調査において低い評価を受けた授業科目については具体的な改善策を求めるなど、改善の具体的な内容を可視化する。また、優れた授業実践等については、教員相互の授業参観等を実施するなどにより、その内容・方法が学内で共有できるよう具体策を検討する。
- ・大学院では、少人数ではあるが、学生へのアンケートの実施も含め、学生の能力や関心の把握に努め、指導の改善と就職支援に努める。

【基準 3 の自己評価】

- ・ディプロマポリシーを踏まえ単位認定、卒業認定基準を定め、各々の認定が行われている。
- ・カリキュラムポリシーに沿って教育課程が体系的に編成され、教授方法の工夫・開発等にも努めている。
- ・三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が行われ、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に結びつくようにフィードバックしている。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

【事実の説明】

- ・学長については、「仙台大学の教学組織に関する規程」において「学校教育法第 93 条他、関係諸法規が要請するところのリーダーシップを十分に発揮し、説明責任に裏打ちされた大学の理念を率先遂行するとともに、大学の運営全般を総括する」と定め、学長がリーダーシップを発揮するうえでの権限を明確化している。また、学長は、教授会、学長・副学長会議、学内調整会議、人事委員会、教育課程検討委員会および自己点検評価運営委員会を主宰・統括するとともに、担当副学長および各組織の長にそれぞれ所管業務を分担・担任させている。
- ・学長を補佐する職位として副学長、学長特別補佐が置かれ、学長の指示のもと、所管業務を分担している。その組織上の位置付けや役割は「仙台大学の教学組織に関する規程」において定めている。
- ・IR が置かれ、学長が意思決定を円滑に行うことができるよう、大学内外の諸情報を収集・分析している。

【自己評価】

- ・大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップは確立されている。また、学長を補佐する体制も、仕組みとしては整っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

- ・教学マネジメントに必要な教学組織に関しては、「仙台大学の教学組織に関する規程」において種類、役職者、役割等を定め、権限の分散と責任の明確化を行っている。
- ・教授会について「仙台大学教授会運営規程」を定め、「学長が、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、意見を述べること」、「学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議すること」等の役割が明確化されている。
- ・学長が大学の意思決定と教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って速やかかつ適切に行うことができるように、会議体として学長・副学長会議および学内調整会議を設置している。学長・副学長会議は学長および副学長、学長特別補佐を構成員とし、

週 1 回開催している。学内調整会議は学長、副学長、学長特別補佐、大学院研究科長、各学科長、各部長、各センター長、図書館長および事務局長で構成し、月 2 回程度開催している。学内調整会議構成員からセンター長及び図書館長を除く委員構成で、人事委員会及び教育課程検討委員会を常設し、審議内容に応じて学内調整会議と同時開催している。さらに同一構成メンバーを基本とし、自己点検・評価運営委員会を設置し、必要に応じて随時開催している。

- ・ 学部では、学科ごとに、学科の主要科目を担当する専任教員その他を構成員として学科会議(体育学科についてはコース制を採用していることからコース会議)を設置し、学科長等を補佐し、学科等の運営に関する協議を行っている。
- ・ 各部・図書館・各センターには「仙台大学の委員会に関する規程」に基づき、分担業務の企画あるいは運営を協議する常設の委員会を設置し、部長等を補佐している。
- ・ 大学運営に専任教員全員が参加するという学長方針のもとに、各部・各センターの委員会に必要に応じて常設の組織体として作業チームを設置し、各チームリーダーのもと分担業務の具体的作業を実施している。

【自己評価】

- ・ 権限の適切な分散と責任を明確化に配慮した教育マネジメントは、構築されている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

- ・ 教学マネジメント遂行に必要な職員組織は、「学校法人朴沢学園事務組織規程」において、組織、事務分掌を定めている。職員数は平成 29 年度において、専任事務職員 62 人、専任労務職員 4 人、臨時職員 44 人、合計 110 人である。
- ・ 組織構成は、表 4-1-1 に示すとおり、職能的に大別して、「定型的機能を担う組織」および「機動的機能を担う組織」の二つの類型に分けて運営されている。

表 4-1-1 事務組織構成（機能別）

| 定型的機能を担う組織 | 機動的機能を担う組織 |
|--|--|
| 総務室・予算管理室・会計事務室・教育企画室・学生生活室・営繕管理室・情報システム室・図書館事務室・健康管理室課・大学院事務室 | 事業戦略室・入試創職室・学生支援室・広報室・GT センター統括室・IR（インスティテューショナル・リサーチ）・スポーツ健康科学研究実践機構事務室、教職支援室 |

- ・ 教員組織と事務局組織の中間に位置する本学独自の職制として「新助手」を新設し、平成 29 年度において 26 人が事務局やスポーツ健康科学研究実践機構等の補助業務、部活指導やトレーニングセンターやアスレティックトレーニンググループの運営指導にあたっている。
- ・ 事務局内に IR（インスティテューショナル・リサーチ）を配置し、学内外の教育情報を収集・集約し、教学マネジメント・学生サービスその他に必要な共通データベースの対象となる事項を整理し、データベース構築システムの開発、さらに年度単位の自己点検・評価などの業務を遂行している。

- ・教員と職員の協働を図るため、職員組織と教員組織との間で、表 4-1-2 のとおりの連携体制を採っている。委員会及び作業チーム会議には、担当事務局部門の責任者（室長等）及び関係職員が常時列席し、担当事務局として協議に参加している。

表 4-1-2 各種委員会と事務組織体制

| 委員会 | 事務局 | 委員会 | 事務局 |
|-----------------|--------|-----------------|----------------|
| 人事委員会 | 事務局長 | 学生支援センター企画運営委員会 | 学生支援室 |
| 自己点検・評価運営委員会 | | 国際交流センター企画運営委員会 | 事業戦略室 |
| 教育課程検討委員会 | | キャリアセンター企画運営委員会 | 教育企画室 事業戦略室 |
| 教育改善企画運営委員会 | 教育企画室 | 教職支援センター企画運営委員会 | 教職支援室 |
| 教務委員会 | | 倫理審査会 | 事務局長 |
| 学生委員会 | 学生生活室 | ハラスメント審査会 | |
| 入試創職委員会 | 入試創職室 | センター試験企画プロジェクト | 入試創職室 |
| 図書館企画運営委員会 | 図書館事務室 | | |
| 健康管理センター企画運営委員会 | 健康管理室 | | |

- ・教員（組織）と新助手業務の連絡調整は、GTセンター統括室が担当している。GTとは、グリーン・テクニシャンの頭文字で、GTセンター統括室は新助手を社会人として育成するインキュベーター的機能を保有している。また、学会活動に関する担当事務局として「学会事務局」を置き、文部科学省、日本学術振興会、そのほか各種団体等からの研究助成に関する情報収集・伝達や補助金等の申請手続き、科研費等のコンプライアンスの遵守などの事務を担当している。

【自己評価】

- ・教学マネジメントの機能的遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学の使命・目的を達成するため、学長が大学の意思決定と教学マネジメントにおいてリーダーシップを適切に発揮できるよう、各教学組織及び事務組織の権限と責任をより一層明確化する。
- ・教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する事項について、内容をより具体的に明示し、周知を図る。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

ア.専任教員数

- 平成 29 年度における助教以上の専任教員数は 102 人、内訳は教授 51 人（50.0%）、准教授 18 人（17.6%）、講師 26 人（25.5%）、助教 7 人（6.9%）であり、大学設置基準上必要とされる専任教員数 82 人を上回っている（表 4-2-1）。また、教員一人当たりの在籍学生数は全体の平均で約 24 人である。

表 4-2-1 専任教員数

| 学部 | 職 位 | 男性 | | 女性 | | 計 | | 外国人 (内数) |
|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-------------|
| | | (人) | (%) | (人) | (%) | (人) | (%) | |
| 体育学部 | 教 授 | 49 | 48.0 | 2 | 2.0 | 51 | 50.0 | |
| | 准教授 | 13 | 12.7 | 5 | 4.9 | 18 | 17.6 | 1 |
| | 講 師 | 21 | 20.6 | 5 | 4.9 | 26 | 25.5 | 2 |
| | 助 教 | 3 | 2.9 | 4 | 3.9 | 7 | 6.9 | |

- 開設授業科目担当者の専任比率は、平成 29 年度において 56%となっている。
- 専任教員の年齢構成は、30 代 27.5%、40 代 19.8%、50 代 20.6%、60 代 30.4%であり、60 代と 30 代がやや多い構成となっている。

イ.教員の任期制

- 大学並びに教員の研究教育の活性化のため、「大学の教員等の任期に関する法律」の改正に伴い、平成 16 年度より新規採用した教員に対して任期制を適用し、平成 19 年度からはすべての専任教員にも任期制を適用している。

ウ.教員の採用・昇任・再任手続き等

- 教員の採用に関して、「学校法人朴沢学園船岡地区就業規則」が、任命権者、欠格事項、採用志願者の提出書類等を定めている。
- 教員の再任・昇任に関しては、「仙台大学専任教員の職位再任・昇任手続き等に関する要綱」を定め、再任・昇任ともに教員の意思表示申請に基づき、常任理事会において所定の審査を経て、申請を承認することとしている。また、審査の際の基準や考え方については、常任理事会により「再任・昇任に際し求められる研究実績の基準」、「大学教員 再任・昇任 審査の考え方」等の文書を通して教員に示されている。

【自己評価】

- ・大学に必要な専任教員を確保し、かつ適切に配置しており、再任・昇任の手続きも定められている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

- ・教育企画部に教育改善企画委員会を設置し、FD 活動等を組織的に実施するとともに、より効果的な活動が行えるよう検討を行っている。
- ・教育改善企画委員会が平成 29 年度に学内で実施した教員研修は次のとおりである。
 - a. 新任教員研修会（4 月）
 - b. FD 研修会「学修状況調査の結果から学生の支援・指導を考える」（9 月）
 - c. 学生主体の授業づくりのための FD 研修会（11 月）
 - d. FD 研修会「障害学生への合理的配慮について」（1 月、学生相談室との共催）
- ・教育改善企画委員会により、授業の内容・方法の改善のため、シラバス作成の支援と記載内容のチェックを実施している。
- ・授業改善アンケートの結果、学生からの評価が高かった授業科目（担当者）に対して表彰を行っている。
- ・学外で実施された研修会に教員を派遣している。平成 29 年度の実績は表 4-2-2 のとおりである。

表 4-2-2 教員の学外 FD 研修参加状況（平成 29 年度）

| 開催月日 | FD 研修名 | 参加者 |
|---------------------|-------------------------------------|-----|
| 平成 29 年 5 月 27 日 | 第 19 回 FD ネットワーク“つばさ” FD 協議会 | 1 人 |
| 平成 29 年 7 月 28 日 | 平成 29 年度地域協同教育コーディネーター養成研修 (入門編) | 3 人 |
| 平成 29 年 8 月 6 日 | IR データの収集と分析の技法 | 1 人 |
| 平成 29 年 8 月 21 日 | 授業デザインとシラバス作成 | 2 人 |
| 平成 30 年 2 月 17 日 | 第 20 回 FD ネットワーク“つばさ” FD 協議会 | 1 人 |

- ・各年度、FD 活動情報の発信として「SUFDF」を刊行し、学内での FD 活動や学外で実施された研修活動の概要を掲載して、教員間で情報共有している。

【自己評価】

- ・FD 活動その他、教員に対する研修を組織的に実施し、その見直しも行っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教員の配置が教育目的や教育課程に即するものとなっているかを、学長のリーダーシップのもと大学全体で不断に検証する。
- ・教員の採用に関しては「就業規則」に手続き等が定められているだけであるので、方針を明確に定め、この方針に基づき規程を制定して運用する。
- ・FD をはじめとする教員研修を一層充実させ、教育内容・方法等の工夫と開発を大学全体で不断に実施する。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

- ・法人・大学・高校合同の事務職員研修会を年 1 回開催している。テーマは年度ごとに見直し、平成 29 年度は「私学経営に関する基礎調査データ分析に基づく解説及び対応方法」をテーマとした。研修では一方的に講義を受講するのではなく、ロールプレイも含めて「共同作業」を行うことにより「問題意識を共有」する方法で毎年実施されている。
- ・新規採用者については、毎年法人主催で新規採用者研修会を開催している。
- ・平成 16 年度より、30 歳前後の若手事務職員を、学業経費一部学校法人負担のもと計画的に、通信制大学院である桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科修士課程へ進学させ、大学職員としての専門的資質の向上を図っている。平成 29 年度までに 18 人が進学している。
- ・職員の外部研修では、日本私立大学協会が主催する各種研修会・セミナー、地域の大学間で開催される業務分野ごとの研修会・連絡協議会、専門機関が開催する専門領域ごとの研修セミナーなどに若手職員を中心に積極的に参加させている。
- ・平成 29 年度においては、COC+の「地域協働教育コーディネータ養成研修」に事務職員を派遣している。

【自己評価】

- ・職員の資質・能力向上のための研修を組織的に実施し、見直しも行っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・職員の研修のあり方について前例にとらわれることなく恒常的に見直しを行い、大学運営に関わる職員の資質・能力の一層の向上に努める。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

- ・教員全員に個別の研究室が用意され（約 20 m²～40 m²）、研究用の設備・装置も順次整備されている。なお平成 26 年度から平成 29 年度において国からの補助金等を得て整備した大型の教育・研究用の設備・装置は表 4-4-1 の通りである。

表 4-4-1 補助金等を得て整備した大型の設備・装置

(円)

| 年度 | 設備等名 | 総事業費 | 補助金額 |
|----|--------------------------|-------------|------------|
| 26 | スポーツ映像編集・分析教育設備 | 12,771,571 | 4,100,000 |
| 26 | Maruzen ebook library | 1,231,625 | 721,000 |
| 26 | ヒューマンバイオフィードバック定量・解析装置 | 34,203,600 | 17,888,000 |
| 27 | 可搬式スポーツ動作分析リアルタイム解析・評価装置 | 100,139,760 | 49,282,000 |
| 28 | 有酸素系トレーニングシステム | 8,305,200 | 5,320,000 |

- ・研究に充てる時間に関しては、教員は各自の教育・研究のために研修日を週 1 日設けることが認められている。また、大学運営のための業務も、特定の教員に偏ることがないように配慮し、各教員の担当業務を定めている。
- ・教員の研究活動を支援するため、仙台大学学会が組織されている。学会は「仙台大学の目的を達成するために必要な体育・スポーツ及び健康福祉等に関する研究の蓄積・向上等を図るとともに、体育・スポーツ及び健康福祉等に関する諸科学の発展に寄与すること」を目的に、学術集会の企画・運営、研究紀要（『仙台大学紀要』の年 2 回の発行、「研究計画に基づく研究費」の申請・審査、科研費等の競争的研究資金の獲得支援、民間機関の研究助成費募集に関するインフォメーションや応募支援その他の業務を行っている。

【自己評価】

- ・快適な研究環境を整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

- ・研究倫理の確立のため、「仙台大学における教育研究活動の内容が倫理的配慮もしくは個人情報保護を必要とする場合に、その実施の適否について審査すること」を目的に仙台大学倫理審査会を設置し、教員が「倫理的配慮もしくは個人情報保護を必要とする」研究を実施する場合は、同会の審査を必ず経ることとしている。
- ・教員が「ヒト」を対象とした研究及び測定を実施する場合の倫理規定として「仙台大学「ヒトを対象とした研究」倫理規程」を定め、研究の基本や研究実施の手続きその他について教員が遵守すべきこととしている。
- ・公的研究資金の運営・管理に関して、仙台大学公的研究費管理推進委員会を設け、「仙台大学における公募型公的研究資金の運営・管理大綱」「公的研究費の管理・監査に関する実施基準」「仙台大学『科学研究費補助金』取扱要領」等を定め、これらの定めに従い教員が公的な研究資金を公正に使用するようチェックしている。

【自己評価】

- ・研究倫理、公的研究資金の運用に関する規則を整備し、厳正に運用している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

- ・各年度、教員に対して年額 30 万円の研究費（研究費 25 万円、図書費 5 万円）を支給し、「研究費教育費ハンドブック」に基づいて執行されている。なお、授業の実施に係る費用については、担当授業科目数、受講者数、授業形態等に応じて、上記の研究費とは別に各教員に支給されている。
- ・大学独自の研究資金として「研究計画に基づく研究費」を設けている。この研究費は「本学教員の学術研究への取り組みを支援し、大学教員としての資質の向上と図るとともに、文部科学省科学研究費補助金事業等の外部競争的研究資金の獲得につながる創造性・発展性のある研究への助成」であり、併せて「若手研究者の研究活動を奨励・支援するための研究助成」という性格も有する（「研究計画に基づく研究費」に関する規程）。助成対象の研究は「基礎研究」と「奨励研究」であり、いずれも教員の申請に基づき、学長・副学長等から構成される審査委員会での審査を経て、研究資金が支給されている。また、採択された研究については報告書の提出と成果の公表が義務付けられている。平成 27 年度から平成 29 年度における「研究計画に基づく研究費」の採択数は表 4-4-2 の通りである。
- ・研究活動のための外部資金の導入に関して、「教育研究活性化設備整備費補助金」等の国からの補助金獲得に努めており、平成 26 年度に約 2,400 万円、平成 27 年度に約 4,200 万円、平成 28 年度に約 1,100 万円を交付された。また、民間機関の競争的研究資金募集については学会を窓口として教員に周知し、その獲得に努めている。

表 4-4-2 「研究計画に基づく研究費」の採択数

| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 基礎研究（継続） | 5 件 | 3 件 | 5 件 |
| 基礎研究（新規） | 5 件 | 1 件 | 5 件 |
| 奨励研究（継続） | — | 2 件 | 1 件 |
| 奨励研究（新規） | 2 件 | 2 件 | 3 件 |

【自己評価】

- ・ 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、物的な支援は充実している。また、研究活動のための外部資金の導入に努めている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教員が研究倫理に従い充実した研究活動が可能となるよう、研究環境や物的支援に一層努める。
- ・ 研究活動への人的支援に関しては必ずしも十分ではない面があるため、その具体的な改善策について検討する。
- ・ 研究活動のための外部資金の獲得について、より一層努力する。

【基準 4 の自己評価】

- ・ 学長が大学の意思決定や教学マネジメントにおいてリーダーシップを発揮する体制や学長を補佐する体制は仕組みは整備され、また職員も役割を明確にして適切に配置されている。
- ・ 教員の配置・職能開発については、必要数以上の専任教員が確保されており、再任・昇任の方針や規則が定められ、職能開発のための研修等も行われている。
- ・ 職員の研修についても組織的に実施されている。
- ・ 研究支援に関しては、研究環境の整備や物的な支援が行われており、研究倫理に従って研究を進める体制も整えられている。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

- ・学校法人朴沢学園寄附行為第 3 条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と明確に定めている。
- ・寄附行為及び就業規則において、次の通り理事者及び所属教職員の組織構成員としての倫理に関連する定めをそれぞれ置いている。
 - a.理事者に関しては、寄附行為第 10 条に役員解任に関する条項として、「法令の規定または寄附行為違反、職務上の義務違反、役員にふさわしくない重大非行等があった場合、一定条件のもとに解任事由に当たる」と定め、法律の遵守を意識した職務の遂行を求めている。
 - b.教職員に関しては、就業規則において、諸規定を守り職務に専念すること（第 3 条）、雇用における男女の均等な機会等に関わる法令に配慮すること（第 20 条）、個人情報保護に関する法律を遵守すること（第 23 条）、学園の規定や職務上の義務に違反した場合等には懲戒等の処分を課すこと（第 42 条）、故意又は重大な過失により学園に損害を及ぼした場合は損害賠償責任を負うこと（第 44 条）などを具体的に定め、遵法精神に基づいた職務の遂行を求めている。
- ・私立学校法に基づく法人の事業計画において、遵法精神の順守を表明している他、新任の教職員に対しては新任者研修会の際にこれらの規定についての説明を行い、周知徹底を図っている。

【自己評価】

- ・寄附行為、就業規則等に基づき、経営の規律と誠実性を維持して適切に運営している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

- ・使命・教育目的に沿った量的拡大を図ることを中長期的計画として掲げ、単一領域を教育研究領域とする地方の小規模大学として経営を維持するための量的にミニマムな規模とされる収容定員 2,000 人を、平成 23 年度の現代武道学科設置により達成した。さらに平成 29 年度には子ども運動教育学科を開設、平成 30 年度には体育学科定員の 50 人増加が認められ、現在に至っている。
- ・必要最小限の規模的安定性の確保をベースに、高等教育機関としての質の向上を当面の中期的目標として掲げ、単年度単位では次のような対応を図っている。

- a.私立学校法に基づく事業計画を年度毎に定め、理事会、評議員会での承認を得て、全教職員に示し、周知徹底を図っている。
- b.各年度において、教学組織及び事務組織の長による分担業務等に関する「年度目標・業務目標」の設定と点検・評価を実施している。

【自己評価】

- ・使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

- ・健康的な環境を保全するため、学内を全面禁煙としている。
- ・人権への配慮として、セクシュアル・ハラスメントに関しては平成11年10月に法人全体の「男女雇用機会均等法第21条に関する措置要領」を定めている。また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメントに対応するために、教員3人によって構成する「ハラスメント審査会」を設け、具体的な事例や訴えに対応する体制を整えている。
- ・安全への配慮として、教職員、学生等の安全確保と健康の維持・増進を図り、快適な教育研究環境を維持するために、労働安全衛生法及び就業規則に基づき、附属診療所を付置した健康管理センターを設け、事故、労働災害、健康障害等の防止に努めている。
- ・施設・設備のすべてについて耐震診断を実施し、合格している。
- ・防火防災対策として「仙台大学防災管理規程」を定め、防災管理組織や防災対策委員会を設置するとともに、施設ごとに防災責任者を配置し、日常の火災予防と地震等の震災防止に備えている。
- ・東日本大震災を契機に、全教職員・学生に対し、「緊急連絡・安否確認メールシステム」を導入し、災害時の安否確認に活用している。また年末の仕事納めの日に消防訓練、卒業式前日には地震を想定した避難誘導訓練を実施している。
- ・学生に対しては、年度初めのオリエンテーション時に「防災ガイド」を配布し、緊急時の避難行動マニュアルとともに、学内の避難場所およびAED(自動体外式除細動器)設置場所の周知徹底を図っている。また、学生生活上起こりうる危険とそれへの対処法をまとめた冊子「学生生活は危険がいっぱい」を学生に配布し、学生生活を安全に過ごすための注意喚起を行っている。

【自己評価】

- ・環境を保全し、人権、安全への配慮に努めている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・経営の規律と誠実性を維持しつつ、大学の使命・目的を実現し、かつ社会情勢に応じた課題を達成するために中長期計画を策定し、大学全体で認識を共有する。
- ・危機管理マニュアルを早急に作成し、大学全体としてさまざまな危機に対応できる能力を高める。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

- ・私立学校法第 36 条に基づき、寄附行為において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、理事会を最高意思決定機関と位置付けている。
- ・理事会の構成は、仙台大学長、明成高等学校長、評議員のうちから評議員会において選任した者 4 人以内、及び学識経験者のうちから理事会において選任した者 8 人以内からなり（平成 29 年度は 12 人）、理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任すること、及び理事（理事長を除く）のうち 2 人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することとしている。
- ・理事会は、原則として 3 月、5 月、12 月（又は 11 月）の年 3 回開催することとし、寄附行為施行規則において、次の重要事項について審議する。
 - 1) 寄附行為に定める次の事項
 - a. 理事長、常務理事及び理事の選任に関する事項
 - b. 役員解任に関する事項
 - c. 基本財産の一部処分に関する事項
 - d. 予算及び決算に関する事項
 - e. 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄及び借入金に関する事項
 - f. 法人の解散に関する事項
 - g. 法人が解散した場合における残余財産の帰属者に関する事項
 - h. 法人の合併に関する事項
 - i. 寄附行為の変更に関する事項
 - 2) 学長及び校長の任免に関する事項
 - 3) 学長及び校長の任期並びに基本報酬の決定に関する事項
 - 4) 学校の設置及び改廃に関する事項
 - 5) 学則の改廃に関する事項
 - 6) 本施行規則の改廃に関する事項
 - 7) その他理事会として審議することが必要と認められる事項
- ・平成 29 年度に開催された 4 回の理事会の出席状況は、各回とも理事 12 人中、10 人以上の出席者があり（欠席者については、すべて委任状提出となっている）、出席状況は適切である（表 5-2-1）。

表 5-2-1 理事会の出席状況

| | 開催数 | 第 1 回 | 第 2 回 | 第 3 回 | 第 4 回 |
|----------|---------|----------|-----------|----------|----------|
| 平成 26 年度 | 月日 | H26.5.26 | H26.10.27 | H26.12.1 | H27.2.23 |
| | 出席者数(人) | 13(1)/14 | 13(1)/14 | 14(0)/14 | 13(1)/14 |
| 平成 27 年度 | 月日 | H27.5.25 | H27.12.7 | H28.3.28 | — |
| | 出席者数(人) | 12(1)/13 | 12(1)/13 | 12(1)/13 | — |
| 平成 28 年度 | 月日 | H28.5.30 | H28.12.6 | H29.3.27 | — |
| | 出席者数(人) | 10(0)/10 | 11(1)/12 | 12(0)/12 | — |
| 平成 29 年度 | 月日 | H29.5.31 | H29.12.4 | H30.2.22 | H30.3.29 |
| | 出席者数(人) | 10(2)/12 | 11(1)/12 | 12(0)/12 | 11(1)/12 |

- ・ 寄附行為施行規則において常任理事会の設置を規定し、理事会の権限の一部を委任して、理事会機能の円滑化と業務執行の迅速化を図っている。常任理事会は、理事長、学長、校長、及び寄附行為に定める常務理事をもって構成することとしており、必要に応じて理事長の指名する理事あるいは法人に所属する教職員の陪席を認めることとしている。さらに、大学部門の事務局の長、高校部門の事務部の長及び法人部門の各課長を陪席者として加え、現場の状況把握や情報収集によりの確な判断や組織的、機動的な運営がなされている。常任理事会は理事長を議長として毎月 2 回開催することとしており、次の事項について審議し、審議した事項については次回理事会に報告して承認を得ることとしている。

- 予算案及び決算案の作成に関する事項
- 財産の管理に関する事項
- 教職員の任免及び給与の決定並びに査定に関する事項
- 法人内の組織に関する事項
- 次回理事会まで延引できない事項で臨時理事会を招集するほど重要でない事項
理事会からの委任事項
- その他法人の経営に関する一般事項

【自己評価】

- ・ 理事会及び常任理事会は、寄附行為及び同施行規則に則って適切に運営されており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備されている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 大学を取り巻く環境の変化に迅速、的確に対応するため、引き続き情報収集や現場の状況把握を推進し、それらを理事会での審議等運営に反映させるような管理運営体制の充実を図る。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

- ・理事長は、学園全体の責任者として、理事会及び常任理事会において学園経営全般にわたる方針や考え方を明確にしてリーダーシップを発揮している。
- ・学長は理事会・常任理事会の構成員であり、理事会・常任理事会での審議内容や決定事項を必要に応じて学長・副学長会議、学内調整会議等において報告し、法人と大学の管理運営機関との意思疎通や連携に努めている。
- ・常任理事会には大学事務局長が毎回出席し、大学の運営事項等を報告するとともに、常任理事会の審議内容等を大学事務局の室長会議で報告している。

【自己評価】

- ・法人及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

- ・常任理事会には学長と大学事務局長が出席し、大学の学長・副学長会議や学内調整会議には必要に応じて法人の理事長もしくは常務理事が出席して、法人と大学間の相互チェックを行っている。
- ・監事については、寄附行為第 7 条に基づき、法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）または評議員以外の者で、理事会で選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任している。
- ・監事の職務は、寄附行為第 15 条に規定されており、同規定に基づいて職務を執行している。また、監事と外部監査人である公認会計士との意見交換を年 3 回実施し、学校法人の運営や財務状況等について、課題や問題点などを検討・協議している。
- ・監事は、平成 26 年度から平成 29 年度に開催されたすべての理事会、評議員会に出席しており、理事会においては、法人の業務等について意見を述べている。
- ・評議員会については、寄附行為第 19 条から第 25 条に規定されている。評議員定数 29 人以内、平成 29 年度の実員は 26 人～27 人であり、定例では年 3 回開催し、理事長の事業報告及び所定の諮問事項等について審議・承認等を行っている。
- ・評議員の選任については、寄附行為第 23 条に規定されており、同規定に基づいて、第 1 号評議員は法人の職員で理事会において推薦された者を評議員会で選任、第 2 号評議員は法人の設置する学校の卒業生で年齢が 25 年以上の者を理事会で選任、第 3 号評議員は理事のうちから理事の互選によって選任、第 4 号評議員は学識経験者のうちから理事会で選任、第 5 号評議員は法人の設置する学校の在学者の保護者の中から理事会において選任している。大学からは学長、副学長、事務局長、教員 2 人が、また保護者会会長がそれぞれ評議員に就任している。

- ・評議員の評議員会への出席状況は、平成 29 年 5 月は 26 人中 22 人で 85%、同 12 月は 27 人中 24 人で 89%、平成 30 年 3 月は 27 人中 22 人で 81%であり、欠席者からは全員の委任状が提出されている（表 5-3-1）。
- ・大学の教職員からの提案等は、学長を通して、理事会・常任理事会に伝えられる仕組みとなっている。

表 5-3-1 評議員会の出席状況

| | 開催数 | 第 1 回 | 第 2 回 | 第 3 回 |
|----------|---------|----------|----------|----------|
| 平成 26 年度 | 月日 | H26.5.26 | H26.12.1 | H27.3.23 |
| | 出席者数(人) | 24(4)／28 | 26(3)／29 | 24(5)／29 |
| 平成 27 年度 | 月日 | H27.5.25 | H27.12.7 | H28.3.28 |
| | 出席者数(人) | 19(7)／26 | 24(4)／28 | 25(3)／28 |
| 平成 28 年度 | 月日 | H28.5.30 | H28.12.6 | H29.3.27 |
| | 出席者数(人) | 21(5)／26 | 23(4)／27 | 21(5)／26 |
| 平成 29 年度 | 月日 | H29.5.31 | H29.12.4 | H30.3.29 |
| | 出席者数(人) | 22(4)／26 | 24(3)／27 | 22(5)／27 |

【自己評価】

- ・法人及び大学の管理運営機関が相互チェックする仕組みは整備されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・法人と大学の管理運営機関のコミュニケーションの一層の円滑化と強化を図り、かつ相互にチェックする仕組みが十全に機能するよう努める。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

- ・大学部門のみを対象とする中長期的な財務について、具体的な数値をもって計画化しているものはないが、平成 21 年度から独立採算的な考え方を基本方針として明確化し、設置教育機関のうち財務悪化部門の影響を他部門に波及させない管理運営を実施している。

- ・単年度収支の均衡という基本的対応を前提とし、中長期的な視点に立った各年度の事業計画に基づいた予算策定を行っている。各担当室からの予算要求のヒアリングには各年度、理事長が出席し意見交換を行いながら諸経費の削減に努めている。

【自己評価】

- ・中長期的な視点に立った事業計画に基づく財務運営を確立している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

- ・同一法人内の併設高校では、ここ数年間入学定員が確保できず帰属収支差額（事業活動収支差額）がマイナスという状況が継続しているため、経営改善計画を策定し改善を図っているが、法人全体としては平成 28 年度以降マイナスに転じている。
- ・大学部門は、毎年入学定員を確保し、帰属収支差額（事業活動収支差額）は平成 26 年度を除いて、プラスで推移している。また、帰属収支差額（事業活動収支差額）比率は、平成 26 年度 4.5%、平成 27 年度 6.7%、平成 28 年度 3.8%、平成 29 年度 0.1%である（表 5-4-1）。
- ・日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターが作成した「私学活性化分析資料」の体育学部大学法人の帰属収支差額（事業活動収支差額）比率の推移は、表 5-4-2 のとおり平成 26 年度 3.1%、平成 27 年度 3.9%、平成 28 年度 1.5%であり（平成 29 年度はデータが未着）、本学は体育系大学の全国平均を上回っている。

表 5-4-1 法人全体と大学部門消費収支推移表

(百万円)

| 年 度 部 門 | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| | 法人 | 大学 | 法人 | 大学 | 法人 | 大学 | 法人 | 大学 |
| 事業活動収入計 | — | — | 4,670 | 3,573 | 4,485 | 3,397 | 4,503 | 3,377 |
| 基本金組入額 | △485 | △424 | △399 | △346 | △201 | △114 | △70 | △5 |
| 事業活動支出計 | — | — | 4,581 | 3,334 | 4,519 | 3,267 | 4,674 | 3,373 |
| 消費収入計 | 4,046 | 3,002 | — | — | — | — | — | — |
| 消費支出計 | 4,530 | 3,274 | — | — | — | — | — | — |
| 帰属収支差額比率 | 0.02% | 4.5% | — | — | — | — | — | — |
| 消費収支差額 | △484 | △272 | — | — | — | — | — | — |
| 事業活動収支差額比率 | — | — | 1.9% | 6.7% | △0.8% | 3.8% | △3.8% | 0.1% |
| 事業活動収支差額 | — | — | 89 | 239 | △34 | 130 | △171 | 4 |

仙台大学

表 5-4-2 全国の体育学部大学法人平均帰属収支差額と比率

(百万円)

| 年 度 部 門 | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|----------------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|----|
| | 全国 法人 | 大学 | 全国 法人 | 大学 | 全国 法人 | 大学 | 全国 法人 | 大学 |
| 帰属収支差額 | 437 | 153 | — | — | — | — | — | — |
| 事業活動収支差額 | — | — | 578 | 239 | 212 | 130 | — | — |
| 帰属収支差額比率 | 3.1% | 4.5% | — | — | — | — | — | — |
| 事業活動収支差額 比率 | — | — | 3.9% | 6.7% | 1.5% | 3.8% | — | — |

- ・教育研究費は平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間、平均比率は消費支出（事業活動支出）全体の 32.0%を維持しており、収支のバランスを図り運営している。管理経費比率の平均は 8.7%で抑制に努めている（表 5-4-3）。

表 5-4-3 仙台大学教育研究経費比率、管理経費比率推移

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平均比率 |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 教育研究経費比率 | 34.3% | 31.3% | 30.7% | 31.7% | 32.0% |
| 管理経費比率 | 7.7% | 7.8% | 8.2% | 11.1% | 8.7% |
| 経費比率計 | 42.0% | 39.1% | 38.9% | 42.8% | 40.7% |

- ・法人の経理規程第 25 条（資金の運用）は「資金は法人本部において一括運用するものとする」とし、寄附行為第 30 条（積立金の保管）で「基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する」と定めている。
- ・資産運用については常に安全性を重視し、元本保証の金融商品を基本方針とした資産運用に取り組んでいる。具体的には大口定期預金及び譲渡性預金(NCD)で運用しており、「ハイリスク・ハイリターン」の金融商品の運用は一切行っていない（表 5-4-4）。
- ・補助金については外部資金の積極的導入として捉え、「私立大学等改革総合支援事業タイプ A（教育の質的転換）」「同 タイプ B（地域発展）」「同 タイプ C（産業界・他大学との連携）」「同 タイプ D（グローバル化）」その他について補助金の申請を行った。なお、「私立大学等改革総合支援事業」に関して、平成 26 年度は 4 タイプのすべてで、平成 27 年度以降は 3 タイプで申請が採択された（表 5-4-5）。

表 5-4-4 朴沢学園金融資産の運用状況

(円)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 金融資産 | 6,609,937,425 | 6,221,994,795 | 6,558,725,056 | 6,663,756,502 |
| うち現金預金 | 778,032,425 | 487,089,795 | 620,820,056 | 522,851,502 |

仙台大学

| | | | | |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| うち有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち引当資産 | 5,831,905,000 | 5,734,905,000 | 5,937,905,000 | 6,140,905,000 |
| 受取利息収入 | 6,995,706 | 7,259,357 | 7,135,111 | 4,267,231 |
| 事業活動収入に占める比率 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.09 |

表 5-4-5 仙台大学帰属収入における学納金と補助金の構成比率推移

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| 学納金 | 83.0% | 82.0% | 84.3% | 85.9% |
| 補助金 | 12.0% | 13.0% | 10.0% | 9.2% |
| 合 計 | 95.0% | 95.0% | 94.3% | 95.1% |

- ・科学研究費補助金は、申請数・採択数ともに少ない状況となっている（表 5-4-6）。

表 5-4-6 仙台大学科学研究費採択状況の推移

(千円)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 申請数 | 14 | 17 | 19 | 20 |
| 採択数 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 採択率 | 7.1% | 23.5% | 5.2% | 5% |
| 科研費総額 | 6,136 | 11,096 | 12,181 | 9,132 |

- ・大学外部からの受託研究費収入及び受託事業収入は、スポーツ健康科学研究実践機構および事業戦略室等が窓口になり、平成 26 年度から平成 29 年度において約 5,600 万円から 3,000 万円を獲得している（表 5-4-7）。

表 5-4-7 仙台大学受託研究費、受託事業収入の推移

(円)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 受託研究費収入 | 555,555 | 0 | 0 | 555,555 |
| 受託事業収入 | 49,596,704 | 56,445,436 | 40,313,149 | 29,126,269 |
| 合 計 | 50,152,259 | 56,445,436 | 40,313,149 | 29,681,824 |

【自己評価】

- ・大学部門に関しては安定した財政基盤を確立し、収支のバランスを保っている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・法人全体の財務基盤のより一層の安定化を図りつつ、これまで通り独立採算的な考え方を基本に、部門別に具体的な数値をもって中長期的な財務計画を策定する。
- ・科研費をはじめとする外部資金の獲得に、これまで以上に積極的に取り組む。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

- ・予算の策定・執行に関しては、各年度基本方針を策定し各部門に会計処理方法を周知徹底している。
- ・日常の会計処理は、「学校法人会計監査六法」(日本公認会計士協会編)に基づいて取り扱っており、不明瞭な点については学校法人会計に関する刊行物で確認し、公認会計士の指導を受けながら対応している。
- ・当初予算と著しく乖離が生ずる可能性がある費目については、各年度、適切に補正予算を編成している。
- ・決算書作成については、学校法人会計基準に則り、公認会計士の指導を受けながら処理し、監査も実施されている。
- ・平成 26 年度～平成 28 年度の財務諸表について、私立学校法第 47 条に基づき、本学ホームページに資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書及び事業報告書を公開している。また、「学校法人朴沢学園財務書類等閲覧規程」を制定し、在学生、保護者、卒業生、教職員のほか、当法人の利害関係人からの閲覧請求に対応している。

【自己評価】

- ・会計処理を適正に実施している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

- ・公認会計士による監査(通常 4 人)は年 9 回実施しており、会計処理について、その都度、指導・助言を受けている。また、年 3 回監事と公認会計士との定例打合せ会(5 月、12 月、1 月)を開催し、法人の運営状況及び財務状況に関する意見交換を行い、監事と公認会計士との連携を図っている。
- ・監事は、理事会・評議員会への出席の他、毎年文部科学省高等教育局私学部が主催している「学校法人監事研修会」にも参加し、最近の監査事情等の情報収集を行っている。
- ・決算時における監事監査では、理事長が「事業報告書」の説明を行った後、決算状況及び運営状況を報告し指導を受けている。

【自己評価】

- ・ 会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ これまで通り、適正な会計処理と厳正な監査を継続する。

【基準5の自己評価】

- ・ 経営の規律と誠実性が保たれ、理事会が使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整っている。
- ・ 意思決定における法人と大学の各管理機関の意思の疎通と連携、及び相互チェックが行われている。
- ・ 大学部門に関して安定した財務基盤と収支バランスは保たれており、会計処理も適正に行われている。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

- ・学則第2条の2において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」と定めている。
- ・本規定に基づき、内部質保証のための組織として、学長を責任者（委員長）とする常置の自己点検・評価運営委員会を設置している。委員構成は、学長、副学長、学長特別補佐、学科長、教育企画部長、学生部長、入試創職部長、事務局長、法人常務理事（2人）となっている。

【自己評価】

- ・内部質保証のための組織が整備され、責任体制も明確である。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・内部質保証のためのより適正な組織の構築に向けて、現行の体制を点検し、見直しを進める。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

- ・内部質保証のために平成5年度、平成7年度、平成11年度、平成18年度、平成22年度に自己点検・評価を実施している。また、大学外部から評価として、平成15年度には外部有識者による外部評価を、平成19年度および平成25年度には日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審している。
- ・認証評価等の外部評価を含む自己点検・評価の結果は、学内調整会議及び教授会を通じて学内での共有化を図っている。また、自己点検・評価の結果は、平成18年度以前のは概要を、平成19年度以降のものは報告書全文をホームページ上に公開し、社会への公表を行っている。

- ・平成20年度以降、年度（各期）ごとに、各教員による自己点検・評価として、自己の活動に関する資料（①教育、②研究、③管理運営、④社会連携）と教育研究業績調書を作成し、かつ、それを集成して自己点検・評価の基礎資料とするとともに、冊子としてすべての教職員に配付して情報の共有化を図っている。
- ・平成20年度以降、年度ごとに、教学組織の各責任者による自己点検・評価として、各組織（各学科・コース、部、センター等）の年度業務目標の設定とその振り返りの文書を作成し、かつ、それを集成して自己点検・評価の基礎資料とするとともに、冊子としてすべての教職員に配付して情報の共有化を図っている。

【自己評価】

- ・内部質保証のために自主的・自立的な自己点検・評価を定期的実施し、その結果を共有している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

- ・専任のIRオフィサーを置き、大学の情報の一元的な収集と管理を図っている。
- ・各教学組織及びその事務部門においては、例えば学生の学修や修学支援等に関しては教育企画部が、学生の生活支援や課外活動支援に関しては学生部が、入試全般及び就職を含む進路に関しては入試創職部などが各々の業務に係わる情報やデータを集積している。それらの情報やデータは、IRオフィサーにおいて一元的に集約・管理されるよう努めている。
- ・これらの情報やデータは、例えば成績不良者の動向把握や原因究明、あるいは修学指導や進路状況との関連等、必要に応じて修学サポート委員会や教育企画部教育改善企画運営委員会その他に提供され、分析・検討が加えられている。

【自己評価】

- ・大学の現状把握のためのデータ収集と分析のための体制は、整備されている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価を今後も継続的に実施し、その結果の共有を図る。
- ・現状として各教学組織に集積されたデータのすべてがIRオフィサーに集約されているわけではないので、可能な限り速やかにIRオフィサーのもとでのデータの集約と管理が実現できるようにする。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明】

- ・ 本学の自己点検・評価活動の根拠は、学則第2条の2において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」と定めているところにある。本規定に基づき、学長を責任者（委員長）とする常置の自己点検・評価運営委員会を設置し、自己点検・評価を実施するとともに、その結果の活用や改善・向上を図っている。
- ・ 自己点検・評価運営委員会の委員構成は、前述のとおり大学全体の運営を担う学長、副学長、学長特別補佐、各教学組織の責任者である学科長、教育企画部長、学生部長、入試創職部長、事務部門の責任者である事務局長、および法人常務理事であり、法人与大学、大学内の教学部門と事務部門が一体となって自己点検・評価を行い、かつその結果を各教学組織と事務組織に還元し、活用できる仕組みを構築し、PDCAサイクルの機能の実現を図っている。

【自己評価】

- ・ 内部質保証のための PDCA サイクルは、仕組みとしては構築されている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 内部質保証のための PDCA サイクルを大学運営の根幹に位置付け、それが実効性のある恒常的な仕組みとして機能するよう、既存の体制の見直しと改善を図る。

【基準 6 の自己評価】

- ・ 内部質保証のための組織が整備され、責任体制も明確である。
- ・ 内部質保証のために自主的・自立的な自己点検・評価を定期的実施し、その結果を共有しており、大学の現状把握のためのデータ収集と分析のための体制も整備されている。
- ・ 内部質保証のための PDCA サイクルは構築されている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・連携

A-1 大学の持つ物的・人的資源による社会貢献

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること

A-1-② 本学の持つスポーツ・健康科学面での地（知）の拠点としての役割につき地域社会の理解を深め、教育研究活動の一環で地域社会への協力を一層発展させること

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること

【事実の説明】

- ・ 本学の基本理念「スポーツ・フォア・オール」に基づく教育研究活動、すなわち、地域社会をスポーツ健康科学の実践の場とする教育研究活動を通じ、地域社会との協力関係の強化を追及しており、地方小規模大学の安定的な運営という視点からも、物的・人的資源の社会への提供を本学の重点課題と位置付けて組織的に対応している。平成 26 年度以降の主な取り組みは次のとおりである。

ア.地域での大学施設の開放

- ・ 社会連携の組織的な対応として、地域社会への大学施設の開放を積極的に行っている。平成 29 年度の大学施設の地域社会・関連団体等への開放の実績は、柴田町 13 件、柴田町以外の近隣市町 25 件、体育協会関係 9 件、関連団体・企業 18 件の計 65 件のぼっている。

イ.公開講座の推進

a.みやぎ県民大学仙台大学開放講座

- ・ 宮城県教育委員会が実施している「みやぎ県民大学」に本学は平成 4 年度以降 22 年間参加している。平成 26 年度から平成 29 年度におけるテーマは表 A-1-1 のとおりである。体育系大学としての専門科目担当教員のみならず教養科目等担当教員も含めた本学教員の専門性を活かすため、体育や健康といった領域に限定しないかたちでテーマを設定してきた。

表 A-1-1 みやぎ県民大学仙台大学開放講座テーマ

| 年 度 | 講座名（テーマ） | 受講生数 |
|----------|----------------------------------|-------|
| 平成 26 年度 | いきいき健康ライフ | 122 人 |
| 平成 27 年度 | パソコンでオリジナルカレンダーを作ろう | 59 人 |
| 平成 28 年度 | パソコンで作ろうシリーズ ～オリジナル便せんと封筒を作る～ | 48 人 |
| 平成 29 年度 | ボールゲームを楽しもう～タグラグビー～ | 31 人 |

b.ジュニアスポーツ教室等

- 平成 15 年度からジュニア対象の各種教室を開設しているが、平成 29 年度は柔道塾、ジュニア新体操の教室を開設した。実施状況は表 A-1-2 のとおりである。これらの教室は本学の体育館等を使用し、学生補助員も活用して実施しており、学生にとってはスポーツ指導のノウハウを学ぶ実学の間としての機能を果たしている。

表 A-1-2 ジュニアスポーツ教室実施状況

| 名 称 | 日 程 | 回 数 | 教 室 生 |
|-----------|-----------|-------|-------|
| 柔道塾 | 4/4～3/31 | 126 回 | 54 人 |
| ジュニア新体操教室 | 6/7～12/17 | 18 回 | 104 人 |

c.学都仙台コンソーシアム加盟大学としての事業

- 仙台市内及び近隣市町所在の大学で構成される学都仙台コンソーシアムの加盟大学として、平成 20 年度から仙台市内で開催される「サテライト・キャンパス公開講座」に参加し、平成 29 年度は「夏場のスポーツ活動を行ううえで注意すべきこと」と「スポーツにおける脳震盪の実際」のテーマのもと 3 講座を開講した（表 A-1-3）。

表 A-1-3 学都仙台コンソーシアムへの開講状況

| 講座名 | 種別 | 日程 | 受講生 |
|---|------------|------|------|
| 夏場のスポーツ活動を行ううえで注意すべきことー熱中症を中心にー | サテライトキャンパス | 6/10 | 7 人 |
| 夏場のスポーツ活動を行ううえで注意すべきことー中学・高校生部活動における障害予防ー | サテライトキャンパス | 6/10 | 3 人 |
| スポーツにおける脳震盪の実際 | サテライトキャンパス | 7/15 | 10 人 |

ウ.東日本大震災対応としての被災者支援

- 東日本大震災による被災者支援は、女川町・亶理町・美里町の仮設住宅における運動支援ボランティア活動（平成29年度は受託事業）として、災害発生直後から、平成26年度以降も継続して実施している（表A-1-4）。
- 仮設住宅での運動支援は、人が集まる機会が減り、高齢者の孤立化・孤独死、廃用性萎縮の進行などの防止という点で重要性が高く、仮設住宅の住民からの支援継続の要望も強くある。この活動に参加する学生も被災地をみて感じることは多く、何かをしたいと考えるようになり、人に喜んでもらえる活動に目覚め積極的に活動するようになる学生が多い。進路もこの活動に参加してから、福祉や医療の現場に変わる学生も出てきた。この活動を楽しみにしている被災者は多く、一回の活動に40人を超える人が参加するところもある。現在も口コミで少しずつではあるが参加者も増えており、孤独死や不活発病といわれる閉じこもりや廃用症候群を防ぎ、この支援は被災者の健康維持のためにも仮設住宅がなくなるまで継続して行う予定である。

表A-1-4 東日本大震災による被災者支援

| 年 度 | 支援実績 |
|----------|---|
| 平成 26 年度 | 女川町・亘理町・美里町の仮設住宅における健康づくり運動支援ボランティア派遣実績：派遣回数（85 回）、派遣総人数（346 人） |
| 平成 27 年度 | 同上：派遣回数（69 回）、派遣総人数（304 人） |
| 平成 28 年度 | 同上：派遣回数（57 回）、派遣総人数（175 人） |
| 平成 29 年度 | 女川町・亘理町の災害復興住宅における健康づくり運動支援（受託事業） ：派遣回数（27 回）、派遣総人数（104 人） |

エ.夏休み期間中の小中学生を対象とした「仙台大塾」の開催

- ・平成28年度より、小中学校が夏季休業に入る8日間程度の期間、本学を会場として近隣の小中学生を対象にした「仙台大塾」を開催している。塾の内容は一学期の補習が中心であり、講師は教師志望の学生約25人が担当している。この事業は、参加した小中学生のみならず、講師役の学生にとっても「教える」ことを実地に体験できる貴重な学びの機会となっている(表A-1-5)。

表A-1-5 仙台大塾に参加した小中学生数（延べ人数）

| 年 度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|
| 小中学生数 | 873人 | 1,098人 |

【自己評価】

- ・本学の持つ物的・人的資源を地域社会に多面的に提供する努力がなされている。

A-1-② 本学の持つスポーツ・健康科学面での 地(知)の拠点としての役割につき地域社会の理解を深め、教育研究活動の一環で地域社会への協力を一層発展させること

【事実の説明】

ア.近隣市町における健康増進事業

- ・本学は、従来から大学所在地である柴田町をはじめとする近隣市町の要請に応じて平成 13 年度に高齢者を対象とした「転倒予防教室」を開設するなど健康増進事業をさまざまなかたちで展開してきた。そして近年、その対象地域が近隣市町にとどまらず、県内外の各地に拡大している。
- ・平成 29 年度に実施した主な健康増進事業は、次の通りである。美里町「美里げんき塾」、女川町「元気あっぷ講座」、亘理町「健康づくり茶話会」、大和町「健康づくりモデル事業」、柴田町「生活習慣病予防運動教室」、同「1次介護予防『元気はつらつお達者 day』事業」、村田町「健康教室兼健康推進員養成講座」、同「悠々元気クラブ」、角田市「転倒骨折予防サークル支援及び介護予防サポーター育成事業」、丸森町「たん

ぽぽこども園『運動クラブ』指導」、南三陸町「幼児体力測定」、色麻町「シルバーパワーアップ事業」、福島県国見町「未就学児の体力向上支援事業」。

イ.地域社会の学校等に対する支援事業等

- ・平成 15 年 4 月に「学生支援センター」を設置し、同センターが地域社会からボランティアの派遣依頼を受けている。そのなかで近隣の小中学校や教育委員会等からの部活動指導補助、学校行事補助等への学生派遣要請が多く、教員を目指す学生が多数いることから、一般のボランティアとは切り離してインターンシップ的な見地から希望学生を「学校支援ボランティア人材バンク」に登録させ、依頼にきめ細かく対応している。また、平成 30 年 3 月現在で、大河原町、角田市、仙台市教育委員会、柴田町教育委員会、岩沼市教育委員会、大崎市教育委員会、名取市教育委員会と学校支援ボランティアの派遣に関する「連携協力」に関する協定書等を締結しており、協定に基づいて学生の派遣を行っている。
- ・上記 7 市町からは例年ボランティア参加学生に対して感謝状が贈呈されている。

表A-1-6 ボランティア参加学生に対しての感謝状贈呈授与

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 感謝状授与件数 | 161 人 | 212 人 | 204 人 | 141 人 |

- ・一方、宮城県内及び近県の高等学校からの「出前授業」への依頼も毎年多数寄せられており、学生募集という観点からも遠隔地の学校も含めて依頼に積極的に応じている。

表A-1-7 高等学校への「出前授業」の実施状況

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 高 校 数 | 22 校 | 25 校 | 23 校 | 31 校 |

ウ.東北こども博の開催

- ・東日本大震災によって傷ついた被災地の子どもたちの心身のリフレッシュ、子どもたちの本来の精神生活への復帰、活性化した身体的条件の回復を狙いとして、東北こども博を柴田町との共催で平成 23 年度より「体育の日」前後の連休期間中に 2 日間の日程で実施してきた（当初 3 年間は日本玩具協会も共催）。平成 26 年度以降、各年度ともに合計 1 万 5,000 人を超える来場者があり、震災によって傷ついた子どもたちが笑顔を求める場となり、その笑顔をスポーツや遊びで表現する機会として定着している（表 A-1-8）。

表 A-1-8 東北こども博の来場者数の推移

| 年 度 | 1 日目 | 2 日目 | 合計 |
|----------|---------|----------|----------|
| 平成 26 年度 | 9,300 人 | 7,800 人 | 17,100 人 |
| 平成 27 年度 | 8,100 人 | 9,600 人 | 17,700 人 |
| 平成 28 年度 | 8,200 人 | 10,900 人 | 19,100 人 |

| | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 平成 29 年度 | 5,900 人 | 10,400 人 | 16,300 人 |
|----------|---------|----------|----------|

エ.タレント発掘事業

- ・JOC（日本オリンピック委員会）、JISS（国立スポーツ科学センター）が国策として実施しているタレント発掘事業に対して、本学はスポーツ健康科学研究実践機構を中心に連携協力をしている。
- ・平成 29 年度においては、東北地方ではみやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業実行委員会からの委託による「みやぎジュニアトップアスリートアカデミー事業」、宮城県体育協会「ジュニア・アスリート&指導者研修会」、岩手県体育協会からの委託による「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」、秋田県スポーツ科学センター「AKITA スーパーわか杉っ子発掘プロジェクト」、山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会「YAMAGATA ドリームキッズ」、山形県高等学校体育連盟「選手強化講習会」、山形県天童市体育協会のジュニア育成強化事業「アドベンチャープログラム」の各事業に協力している。さらに北海道美深町教育委員会「こどもスポーツ大学 in BIFUKA」、和歌山県教育庁からの委託「和歌山県発掘プロジェクト」といった広範囲にわたっての協力も行った。

オ.地域社会の各機関との連携協力

a.地方行政庁・地方自治体

- ・健康福祉学科が介護福祉士養成施設、運動栄養学科が栄養士養成施設として、それぞれ厚生労働省から機関指定を受けており、人材養成等について東北厚生局及び宮城県栄養士会、地域保健所等との連携を取っている。
- ・平成 27 年度から平成 31 年度の 4 年間、柴田町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として、同町から「トップアスリート育成事業」を受託し、町内小中学生の体力・運動能力の調査、スポーツ教室の開催、総合型地域スポーツクラブの運営支援、スポーツ少年団との連携、トップアスリートからの指導実施、「放課後先生」（「未来先生」）の実施等の事業を、同町及び同町総合型地域スポーツクラブ等と連携して実施している。
- ・柴田町の他、地方自治体との間では、スポーツ、健康増進・介護予防、運動・栄養、スポーツ情報その他の本学の教育研究領域に即して仙台市・大河原町など 10 市町ほどの自治体と各種事業支援等の協力関係にある。

b.地方教育行政

- ・近隣の各自治体の教育委員会とも密接な連携関係にある。前述のとおり柴田町、仙台市、岩沼市等の各教育委員会とは、部活動支援等に関して協定を締結している。

c.各種公的団体

- ・宮城県体育協会、柴田町体育協会等の各地域の体育協会、宮城県及び仙台市のスポーツ振興財団等とは、各種スポーツ競技の指導者養成、各種競技大会支援、スポーツ施設管理等の面で連携している。
- ・宮城県社会福祉協議会その他福祉関係の各種団体とも地域包括支援センターのモデル事業支援等種々の協力関係を保っている。

d.地域企業等

- ・前述のとおり、プロバスケットボールチーム仙台 89ERS を運営する(株)仙台 89ERS、プロ野球チーム東北楽天ゴールデンイーグルスを運営する(株)楽天野球団、サッカーJリーグ 1部のベガルタ仙台を運営する(株)ベガルタ仙台と「アカデミック・パートナー協定」を締結し、広範な提携関係にあり、選手の競技力向上のための各種トレーニングあるいは選手育成事業などでも協力している。その他のスポーツ関連の企業や健康増進・介護予防にかかわる医療法人等にも人材派遣等のかたちで支援を行っている。

【自己評価】

- ・社会連携の事業や活動を通して、柴田町を始めとする近隣の地域社会と緊密で良好な関係が築かれており、本学の持つスポーツ・健康科学面での地（知）の拠点としての役割を果たしている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学に対する地域社会からの要望や要請はますます多岐にわたり、その頻度も増してきている。これらに対して、各学科やセンター、事務局各室がそれぞれの特質を活かしつつ、スポーツ健康科学研究実践機構を核として相互の連絡・調整をさらに密にすることにより、大学を挙げて従来以上に濃厚な地域社会との連携・協力関係を構築していく。
- ・大学と地域社会の協力関係を強化していくためには、大学の日常の教育研究活動やサークル活動等において教職員、学生が一体となって地域社会との良好な関係を維持・構築していくことが基本となる。こうした観点から地方自治体、学校、各種公的団体や企業等との個々の協力関係を円滑に進めることができる体制について、スポーツ健康科学研究実践機構を中心に検討・整備する。その際、地域社会の学校その他の職場で勤務する多くの卒業生の力を借りることが有効であり、そのために同窓会との連携も一層強化する。以上を通じ、本学は、その持つ知的資源を活用しての地域社会にとっての地（知）の拠点としての機能を強化していく。

A-2 大学間・企業間連携による教育研究の推進

A-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること

【事実の説明】

ア.国内他大学との連携

国内の大学と連携して、次のような事業を展開している。

- a.学都仙台コンソーシアム加盟大学との単位互換制度及び放送大学単位互換制度
- ・学都仙台コンソーシアム加盟大学とは、それぞれの大学の特性を活かした科目を提供し合っの単位互換を行っている。また、放送大学とも単位互換協定を締結し、同大

学の開講科目単位修得学生に対して本学の単位認定を行っている。スポーツ情報マスメディア学科については、学科の特性を考慮して放送大学の単位を6単位以上修得することを卒業要件としている。

b.明星大学通信制課程履修制度

- ・体育に優れた資質・能力を有する小学校教員の養成を行うため、平成19年度より明星大学との連携協定に基づき、明星大学が提供する通信教育により小学校教員免許状を取得できる教育プログラムを開始した。このプログラムにより通信教育を受講する学生に対して、小中学校での勤務経験のある複数の教員が教職支援センターにおいて受講科目の補完的指導や通信教育レポート等の作成指導などの学修支援にあっている。その結果、受講者のほとんどの学生が小学校教員免許状を取得し、さらに毎年2人～5人の学生が卒業後に小学校教員に正式採用されている（表A-2-1）。

表 A-2-1 小学校教員免許状取得プログラムの受講者数

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 受講者数 | 49 人 | 55 人 | 69 人 | 51 人 |

イ.民間企業等との連携

- ・体育系大学として専門分野の教員を多数擁していることから、スポーツ、健康、運動・栄養、スポーツ情報等に関する教育活動や研究活動を国内の民間企業等との受託事業あるいは受託研究というかたちで毎年行っている。平成26年度から平成29年度における受託の状況は表A-2-2の通りである。

表 A-2-2 受託事業・受託研究数

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 受託事業 | 8 件 | 6 件 | 15 件 | 11 件 |
| 受託研究 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |

- ・平成29年度の主な連携は以下のとおりである。
 - a.㈱GANBAX との受託研究「スポーツ用ウェアの機能性に関する試験」
 - b.宮城県農業協同組合中央会からの受託事業「百歳元気プロジェクト」
 - c.リコーインダストリー(株)からの受託事業「生活習慣改善支援」
 このうち、リコーインダストリー(株)からの受託事業「生活習慣改善支援」は、平成22年度に同社と健康増進に向けた支援協力の覚書を交わして具体的な支援を継続的に行っているものであり、同社社員の健康増進ばかりでなく、指導の現場における体験という点で本学学生にとっても貴重な機会となっている。なお、本学におけるこうした受託研究及び受託研究は、いずれも倫理審査会等による承認を得て実施されている。

【自己評価】

- ・教育研究上における他大学や企業との連携関係は、実践的な研究成果が期待でき、学生の教育の面でも実習等を通じて教育効果を上げつつある。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 学都仙台コンソーシアム加盟大学間の単位互換制度や放送大学単位互換制度をより利用し易くする方策を検討する。
- 民間企業との連携については、受託件数の増加を図るとともに、連携企業における学生のインターンシップの可能性を検討するなど、企業との関係を教育研究の目的に沿ってより適切に構築していく。

【基準 A の自己評価】

- 本学のような地方小規模大学にとって地域社会との連携および社会貢献は、大学の存続発展のためにも極めて重要である。そのため大学の物的・人的資源の社会への提供に関して多彩な事業を展開しており、地域社会の地(知)の拠点としての体育系の大学であるという特性を活かしながら地方自治体、企業や他大学との多方面にわたる関係も構築している。

基準 B. 国際交流と連携

B-1 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

【事実の説明】

ア.協定・提携関係の現状

- ・ 本学の国際交流は平成 14 年 5 月の東北師範大学や上海体育学院との協定書の締結により組織的・本格的に始まった。「スポーツ・フォア・オール」の基本理念の下、国際感覚を有するスポーツ・健康科学の専門家の養成を目指し、現在では、11 カ国・地域、18 校・1 機関と協定・提携関係にある。
- ・ 教育研究上における他大学との連携関係は近年特に拡大し、学生支援機構による学生交流促進プログラム（短期）に 8 件の採択があり、私学ではベスト 10 に入る実績となっている。また、中華人民共和国内の国際交流協定締結大学に例年同国の国費留学生として留学する学生も出ている。さらにフィンランドのカヤニ応用科学大学やデンマークのリレベルト大学等へ本学学生が長期の留学を果たした。さらに、学部留学生の受入れに関しても、台湾・台東大学やタイ・シーナカリンウイロート大学、韓国・龍仁大学校、中華人民共和国・瀋陽師範大学、上海体育学院から定期的に交換留学生を受入れ、その数は増加する傾向にある。
- ・ 国外の大学等とは、主としてスポーツ・健康科学領域の交流の推進を前提として、表 B-1-1 のとおり国際交流等に関する協定を締結している。

表 B-1-1 国際交流協定等締結大学

| 締結年月 | 締結大学及び締結内容 |
|-------------|---|
| 平成 14 年 5 月 | 中華人民共和国・上海体育学院と国際交流協定締結 |
| 平成 14 年 5 月 | 中華人民共和国・東北師範大学と国際交流協定締結 |
| 平成 14 年 9 月 | ベラルーシ共和国・国立体育スポーツ学院と国際交流協定締結 |
| 平成 15 年 3 月 | 台湾・台東大学と国際交流協定締結 |
| 平成 15 年 8 月 | 中華人民共和国・吉林体育学院と国際交流協定締結 |
| 平成 16 年 4 月 | アメリカ合衆国・ハワイ州立大学とアスレティックトレーニングに関する研修交流について合意 |
| 平成 18 年 6 月 | フィンランド共和国・カヤニ応用科学大学と国際交流協定締結 |
| 平成 20 年 2 月 | 中華人民共和国・海南師範大学と国際交流協定締結 |
| 平成 20 年 3 月 | 大韓民国・韓国体育大学校と国際交流協定締結 |
| 平成 20 年 5 月 | 中華人民共和国・瀋陽師範大学と国際交流協定締結 |
| 平成 21 年 1 月 | タイ王国・シーナカリンウイロート大学と国際交流協定締結 |

仙台大学

| | |
|--------------|---|
| 平成 21 年 4 月 | アメリカ合衆国・カリフォルニア州立大学ロングビーチ校と国際協力協定締結 |
| 平成 22 年 1 月 | 大韓民国・龍仁大学校と国際交流協定締結 |
| 平成 22 年 2 月 | ドイツ連邦共和国・カール・フォン・オシエツキー大学オルデンプルグと国際交流協定締結 |
| 平成 23 年 3 月 | 中華人民共和国・青海省体育科学研究所と国際交流協定締結 |
| 平成 24 年 5 月 | デンマーク国・ノアフュンス国民大学と国際交流協定締結 |
| 平成 24 年 9 月 | デンマーク国・リレベルト大学と国際交流協定締結 |
| 平成 25 年 3 月 | ベトナム社会主義共和国・ハノイ大学と国際交流協定締結 |
| 平成 25 年 3 月 | ベトナム社会主義共和国・ホーチミン市体育大学と国際交流協定締結 |
| 平成 26 年 9 月 | アメリカ合衆国・ハワイ大学キネシオロジーアンドリハビリテーションと国際交流協定締結 |
| 平成 29 年 12 月 | ニュージーランド国・CCEL クライストチャーチ校と国際交流協定締結 |

イ.留学生の派遣・受入れについての実施体制

- ・留学生の受入れ・派遣にかかわる業務は国際交流センター及び事業戦略室が担当し、受入れ後の留学生については、大学院事務室の他、基本的に学生支援センター及び学生支援室等が留学生支援に対応している。
- ・留学生寮は、キャンパスに隣接して男女各 20 人規模の個室で構成される施設として整備され、留学生寮管理オフィサーによる全般的管理のほか、寮生活規律担当による生活指導、日本語自学自習担当による日本語能力の向上の指導が行われている。また事業戦略室が留学生寮の運営を担当している。
- ・語学的な支援として、派遣学生については、国際交流センター企画運営委員や英語教員等による英語指導が随時行われている。なお、受入れ学生については、学生支援センターのインターナショナルラーニングサポートグループと留学生寮日本語自学自習担当により日本語能力の向上の指導を行っている。
- ・平成 22 年度より大学院入学予定の受入れ留学生に対し、大学院入学後の学修へのスムーズな移行のための語学的支援として、東北多文化アカデミーによる 3 ヶ月間の日本語授業への参加を義務付け、授業料等の支援を行っている。
- ・派遣学生に対し、経済的支援として、保護者会より助成金（派遣地域別 2 万円～3 万円）を参加学生全員に交付している。受入れ学生に対しては、宿泊費や学食での食費について優遇措置を行っている。

ウ.短期研修の派遣・受入れプログラム

- ・協定校との短期研修プログラム（90 日未満）は、海外に関心を持つ学生が入門的に海外で具体的体験をする機会となり、さらなる長期の海外留学に関心を持つ動機付けとなるものと位置付けている。それぞれのプログラムの内容については、両校の国際交流担当部局の間の緊密な連絡と参加学生の希望を取り入れ、具体的なプログラムを作成している。

- ・短期研修派遣プログラムは、本学が協定を締結している大学で本学の学生が1カ月ほどのスポーツ・健康福祉科学・栄養学・武道を中心としたプログラム・授業を受講し、受入れ国の言語や文化を実体験から学び、実践的な語学力を向上させ、受入れ国のスポーツ・体育関連の諸科学についての理解を深める機会を与えることを基本的な目的としている。また、相互交流を通して学生の中に国際感覚や国際協調の精神を醸成することも目的の一つである。留学中は基本的に受入れ大学の開講科目をその大学の学生たちとともに学ぶ。参加学生は、外国語（特に英語）で専門分野を学ぶことの重要性を認識しつつ、日本と受入れ国のスポーツ・体育に関わる文化や歴史、教育方法等の異なる部分と共通する部分を学ぶことができる。
- ・派遣プログラムの中には、ハワイ大学のアスレティックトレーナー研修（ビギナーコース、アドバンスコース）やカリフォルニア州立大学ロングビーチ校のスポーツ栄養&スポーツマネジメントセミナーのように、学修領域を特化したものも開設している。また、ベラルーシ国立体育スポーツ学院での新体操競技部の研修や龍仁大学での女子柔道部合同合宿のように競技レベルでの短期研修も実施している。
- ・短期研修受入れプログラムは、本学が協定を締結している大学のスポーツ・体育関連諸科学等を専攻する学生が本学にて1カ月ほどのプログラム・授業を受講し、日本の言語や文化を実体験から学び、実践的な語学力を向上させ、日本のスポーツ・体育関連諸科学や文化についての理解を深める機会を与えることを基本的な目的としている。また、相互交流を通して学生の中に国際感覚や国際協調の精神を醸成することもその目的の一つである。留学中は基本的に本学の開講科目を本学の学生たちとともに学ぶ。参加学生は、母国語ではない言語で専門分野を学ぶことの重要性を認識しつつ、日本と派遣国のスポーツ・体育にかかわる文化や歴史、教育方法等の異なる部分と共通する部分を学ぶことができる。そして、本プログラムを端緒として大学院進学や長期留学につながっていくケース（カリフォルニア州立大学ロングビーチ校や瀋陽師範大学など）が見られる。
- ・受入れプログラムはこれまでカーニ応用科学大学、台東大学、龍仁大学校、カリフォルニア州立大学ロングビーチ校、瀋陽師範大学等となっている。今後他の協定校とも同様のプログラムを開設する予定である。
- ・平成26年度から平成29年度に実施した協定校との短期研修プログラムは表B-1-2のとおりである。

表 B-1-2 協定校との短期研修プログラム（平成26年度～29年度）

平成26年度

| 大学名（内容） | 国名 | 受入人数 | 受入期間 | 派遣人数 | 派遣期間 |
|------------------------|------|------|--------------|------|--------------|
| シーカリアンポート大学 | タイ | 3人 | H26.4/2-8/25 | — | — |
| カリフォルニア州立大学 ロングビーチ校 | アメリカ | 10人 | H26.7/21-8/2 | 10人 | H27.2/15-3/1 |

仙台大学

| | | | | | |
|-----------|--------|----|-------------|-----------|------------------------------|
| リベリト大学 | デンマーク | 4人 | H26.9/16-20 | 5人 | H27.2/24-3/16 |
| カーン応用科学大学 | フィンランド | 1人 | H26.10/1-5 | 2人 1人 | H26.8/27-9/22 H27.2/8-3/6 |
| ハワイ大学 | アメリカ | — | — | 8人 10人 | H26.9/1-8 H27.2/8-15 |
| 台東大学 | 中国/台湾 | — | — | 3人 | H27.3/1-29 |

平成 27 年度

| 大学名 (内容) | 国名 | 受入人数 | 受入期間 | 派遣人数 | 派遣期間 |
|------------------------|--------|------|---------------|----------|----------------------------|
| カーン応用科学大学 | フィンランド | 2人 | H27.4/14-5/14 | 2人 | H28.2/8-3/8 |
| カリフォルニア州立大学 ロングビーチ校 | アメリカ | 7人 | H27.7/19-30 | 9人 | H28.2/7-23 |
| ハワイ大学 | アメリカ | — | — | 8人 9人 | H27.8/30-9/6 H28.2/8-19 |
| 瀋陽師範大学 | 中国 | — | — | 2人 | H27.9/14-27 |
| ハノイ大学 | ベトナム | — | — | 3人 | H27.11/25-12/1 |
| リベリト大学 ノアフェニス国民大学 | デンマーク | — | — | 3人 | H28.2/23-3/7 |
| 台東大学 | 中国/台湾 | — | — | 1人 | H28.2/24-3/24 |
| シーカリアンワイロト大学 | タイ | 2人 | H27.5/16-7/31 | 7人 | H28.2/8-19 |

平成 28 年度

| 大学名 (内容) | 国名 | 受入人数 | 受入期間 | 派遣人数 | 派遣期間 |
|------------------------|-------|------|--------------|-----------------|---|
| ハワイ大学 | アメリカ | 5人 | H28.6/4-13 | 8人 10人 2人 | H28.9/5-13 H29.2/12-20 H29.3/6-14 |
| カリフォルニア州立大学 ロングビーチ校 | アメリカ | 12人 | H28.7/19-30 | 14人 | H29.2/6-20 |
| 台東大学 | 中国/台湾 | 13人 | H28.8/16-26 | 4人 | H29.2/22-3/22 |
| ハノイ大学 | ベトナム | 8人 | H28.11/16-17 | 4人 | H28.9/5-11 |

仙台大学

| | | | | | |
|----------------------|----------|-----|---------------|----------|------------------------------|
| 龍仁大学校 | 韓国 | 11人 | H29.1/15-2/4 | 5人 | H28.9/1-13 |
| カーン応用科学大学 | フィンランド | — | — | 2人 2人 | H28.8/22-9/19 H29.2/8-3/8 |
| シーナリウイロト大学 | タイ | 2人 | H28.5/21-7/21 | 5人 | H29.2/8-19 |
| CCEL | ニュージーランド | — | — | 4人 | H29.2/17-3/6 |
| リベルト大学 ノアフェンス国民大学 | デンマーク | — | — | 5人 | H29.2/20-3/6 |

平成 29 年度

| 大学名 (内容) | 国名 | 受入人数 | 受入期間 | 派遣人数 | 派遣期間 |
|------------------------|----------|------|--------------|----------|-------------------------------|
| 瀋陽師範大学 | 中国 | 8人 | H29.4/9-16 | 3人 | H30.3/10-20 |
| 台東大学 | 中国/台湾 | 22人 | H29.6/23-30 | 1人 | H30.3/3-31 |
| カリフォルニア州立大学 ロングビーチ校 | アメリカ | 5人 | H29.7/18-29 | 7人 | H30.2/18-3/4 |
| 龍仁大学校 | 韓国 | 6人 | H30.1/13-2/3 | 5人 | H30.2/3-14 |
| カーン応用科学大学 | フィンランド | 3人 | H29.4/3-27 | 5人 2人 | H29.8/22-9/20 H30.2/7-3/27 |
| ハノイ大学 | ベトナム | — | — | 4人 | H29.9/3-12 |
| CCEL | ニュージーランド | — | — | 5人 | H30.2/8-3/13 |
| ハワイ大学 | アメリカ | — | — | 4人 9人 | H29.9/2-10 H30.2/19-27 |
| リベルト大学 ノアフェンス国民大学 | デンマーク | — | — | 2人 | H30.3/11-23 |

エ.協定校交換留学生の派遣・受入れ

- ・交換留学生派遣プログラムは、本学が協定を締結している大学に本学の学生を半期あるいは一年間派遣し、受入れ国のスポーツ・体育関連諸科学等についての理解を深める機会を与えることを目的とする。学生は受入れ大学のプログラム・授業を受講しつつ、受入れ国の言語や文化を実体験から学び、実践的な語学力を向上させ、受講科目の単位を修得する。また、相互交流を通して学生の中に国際感覚や国際協調の精神を醸成することも目的の一つである。留学中は基本的に受入れ大学の開講科目をその大学の学生たちとともに学ぶ。参加学生は、外国語（特に英語）で専門分野を学ぶことの重要性を認識しつつ、日本と受入れ国のスポーツ・体育にかかわる文化や歴史、教

育方法等の異なる部分と共通する部分を学び、「国際感覚を有するスポーツ健康科学の専門家」としての素養を身につける。

- 交換留学生受入れプログラムは、本学が協定を締結している大学のスポーツ・健康福祉科学等を専攻する学生を半期あるいは一年間受入れ、日本のスポーツ・健康科学に関して学ぶ機会を与えることを目的とする。参加学生は本プログラムを通して日本の文化や歴史、教育方法等と派遣国のそれとの異なる部分と共通する部分を学ぶことになる。留学での学修や交流を通して協定校相互のスポーツ・健康福祉科学を中心とした交流を進展させ、さらには日本と派遣国とのスポーツ・健康福祉科学を通じた国際協調の精神を醸成することも本プログラムの目的の一つである。留学中は本学の開講科目を本学の学生たちとともに学び、修得した科目の単位は、派遣大学にて読替え・認定が行われる。
- 学部レベルでの協定校の交換留学生の半期以上の受入れは、台東大学とのダブルディグリー制度に関する覚書の締結（平成 19 年 5 月）以降に本格的に始まっている。その後シーナカリンウイロート大学の日本語学科の学生が半期本学で学び、学部留学生の受入れが始まった。平成 26 年度から平成 29 年度の学部留学生の受入れは表 B-1-3 のとおりである。

表 B-1-3 協定校交換留学生の受入れ（平成 26 年度～平成 29 年度）

| 大学名 | 国名 | 受入人数 | 受入期間 | 備考 |
|---------------|--------|-------------------|---|--------------------------------|
| 龍仁大学校 | 韓国 | 3 人 1 人 | H29.4-H29.8 H29.9-H30.3 | 科目等履修生 |
| シーナカリンウイロート大学 | タイ | 2 人 | H29.5/21-7/20 | 科目等履修生 |
| カヤニ応用科学大学 | フィンランド | 1 人 | H29.4-H29.8 | 科目等履修生 |
| 台東大学 | 中国/台湾 | 1 人 2 人 4 人 | H29.4-H31.3 H29.9-H31.8 H29.9-H30.8 | ダブルディグリー ダブルディグリー 科目等履修生 |
| 龍仁大学校 | 韓国 | 4 人 | H28.4-H28.8 | 科目等履修生 |
| シーナカリンウイロート大学 | タイ | 2 人 | H28.5/21-7/20 | 科目等履修生 |
| リベルト大学 | デンマーク | 1 人 | H28.6/1-11/20 | インターシップ |

仙台大学

| | | | | |
|----------------------------|-------|----------|----------------------------|--------------------|
| 台東大学 | 中国/台湾 | 1人 3人 | H28.9-H29.8 H28.9-H29.8 | ダブルディグリー 科目等履修生 |
| シーナカソウロート大学 | タイ | 2人 | H27.5/16-7/31 | 科目等履修生 |
| 台東大学 | 中国/台湾 | 1人 3人 | H27.9-H29.8 H27.9-H28.8 | ダブルディグリー 科目等履修生 |
| カール・フォン・オシエツキ大学 オルデンブルク | ドイツ | 1人 | H27.9-H28.3 | 科目等履修生 |
| ホーチミン市体育大 学 | ベトナム | 1人 | H27.9-H29.8 | ダブルディグリー |
| シーナカソウロート大学 | タイ | 3人 | H26.4/2-8/25 | 科目等履修生 |
| 龍仁大学校 | 韓国 | 1人 | H26.4/2-H27.5/3 | 科目等履修生 |
| 台東大学 | 中国/台湾 | 1人 4人 | H26.9-H28.8 H26.9-H27.8 | ダブルディグリー 科目等履修生 |

- ・学部レベルでの協定校の交換留学生の半期以上の派遣は、東北師範大学とのダブルディグリー制度に関する覚書の締結（平成 20 年 9 月）以降に本格的に始まる。その後同大学や瀋陽師範大学の大学院、上海体育学院の大学院（修士課程）への中国国費留学生として派遣が継続している。ヨーロッパ圏への派遣は平成 22 年度のカヤニ応用科学大学への派遣が端緒となり、その後徐々に増加している。平成 26 年度～29 年度の学部留学生の派遣は表 B-1-4 のとおりである。

表 B-1-4 協定校交換留学生の派遣（平成 26 年度～平成 29 年度）

| 大学名 | 国名 | 派遣 人数 | 派遣期間 | 備考 |
|----------------------------|--------|----------|-----------------------|--------------|
| カヤニ応用科学大学 | フィンランド | 1人 | H29.8/22-H30.6/1 | 正規留学 |
| 龍仁大学校 | 韓国 | 1人 | H30.2/24-6/30 | 正規留学 |
| 龍仁大学校 | 韓国 | 1人 | H29.1/31-7/28 | 正規留学 |
| カール・フォン・オシエツキ大学 オルデンブルク | ドイツ | 1人 | H28.9/30- H29.2/20 | 留学断念 途中帰国 |

| | | | | |
|-----------|--------|-----|-----------------------|-------------------|
| アフェンス国民大学 | デンマーク | 1 人 | H27.4/4-H28.3/11 | トビタテ! 留学 JAPAN |
| カヤニ応用科学大学 | フィンランド | 1 人 | H26.8/24- H27.7/23 | 正規留学 |

【自己評価】

- ・協定校との間の留学生の派遣・受入れプログラムに基づく交流は、年々拡充整備されてきている。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・派遣学生への語学指導、及び受入れ学生の日本語指導や英語支援、修学指導、来日後の状況把握をさらに組織的に検討する。
- ・半期以上の派遣留学生が派遣先の大学で修得した科目の単位の本学科目としての読替え方法について、今後早急に組織的に検討する。
- ・ダブルディグリープログラムに基づく留学生の受入れを増加させるために、英語による学位取得コースの開設を検討する。
- ・本学からの学生の派遣がダブルディグリープログラムを含めて必ずしも多くないので、学生に対して留学の趣旨と意義をアピールする取り組みを強化する。

B-2 協定校の教員間交流の推進

B-2-① 協定校教員の集中講義の開催、教員派遣・受入れ及び共同研究の推進

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 協定校教員の集中講義の開催、教員派遣・受入れ及び共同研究の推進

【事実の説明】

- ・協定校の教員間交流の具体的なものとして、以下のとおり、集中講義の開催、教員派遣・受入れ及び共同研究の実施等があげられる。

ア.協定校との連携授業及び集中講義

- ・平成 16 年度にアスレティックトレーニングに関する研修交流に合意したアメリカ合衆国のハワイ大学と連携し、同時双方向の遠隔授業方式により「NATA アスレティックトレーナーの実際 I・II」という科目を開設している。受講生の中からは本学卒業後に同大大学院に進学して修了し、NATA 公認アスレティックトレーナー資格を取得した学生も出ている。
- ・また、現代武道学科の科目を中心に協定校の教員による集中講義が実施されている。集中講義の内容は表 B-2-1 のとおりである。

表 B-2-1 協定校の教員による集中講義

| 大学名 | 国名 | 科目名 | 実施期日 | 備考 |
|--------|----|-----------|-------------|-------------|
| 韓国交通大学 | 韓国 | 韓国伝統武道 | H29.8/5-8 | 元韓国国立体育大学教員 |
| 瀋陽師範大学 | 中国 | 中国武術 I・II | H29.8/16-22 | |

イ.協定校の教員派遣・受入れ

協定校との長期の教員派遣・受入れは表 B-2-2 のとおり行われている。

表 B-2-2 協定校との長期の教員派遣・受入れ

| 大学名 | 国名 | 種別 | 実施期日 | 内 容 |
|-------|-------|----|-------------------|--------|
| ハワイ大学 | アメリカ | 派遣 | H28.7-H31.7 | 博士課程進学 |
| 台東大学 | 中国/台湾 | 受入 | H28.10/1-H29.1/15 | サバティカル |

ウ.国際共同研究の推進

現在推進している協定校との共同研究は次のとおりである。

・中国青海省体育科学研究所との共同研究

平成 23 年度に中華人民共和国の青海省体育科学研究所との間で、国際交流協定を締結、今日に至っている。その間、平成 23 年度に共同研究「高地及び平地居住高齢者の体力と形態特徴の比較研究」を開始し、平成 25 年度からは先の研究成果を踏まえた新たな共同研究「健康増進のための高地低酸素環境での複合的な健康づくり活動」をテーマとして、高地環境での滞在と運動実践による健康・体力への効果的な運動処方のプログラム開発に取り組んでいる。研究の成果の一部は、平成 27 年 12 月に青海省体育科学研究所、瀋陽師範大学、上海体育学院及び本学の 4 大学・機関共同開催による「研究協議会」(会場：上海体育学院)で報告された他、日本登山学会(平成 27 年度)、中国体育学会、日本体育学会(平成 28 年度)での発表や学会誌への論文投稿などを通じて公にされている。

【自己評価】

- ・海外の協定校からの教員による集中講義等や協定校との間の共同研究が着実に実施され、交流の効果が出てきている。

(3) B-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・協定校との連携授業について、今後、双方向での実施を検討する。
- ・協定校との間の共同研究の拡充を検討していく。
- ・双方向での交流と連携の深化を図る上で、英語、中国語等の語学力向上とこれら言語での講義の拡充を検討する。

B-3 海外スポーツ選手団の受入れ、国際交流行事の開催

B-3-① 東京オリパラ・ホストタウン事業としての海外スポーツ選手団の受入れ

B-3-② 開学 50 周年事業としての国際交流事業の開催

(1) B-3 の自己判定

基準項目 B-3 を満たしている。

(2) B-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-3-① 東京オリパラ・ホストタウン事業としての海外スポーツ選手団の受入れ

【事実の説明】

- ・東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業として、ベラルーシ共和国新体操ナショナルチームが 2020 東京オリンピックの事前合宿を本学・柴田町と白石市において平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間実施することとし、その協定書を本学・柴田町・白石市の三者共同で平成 29 年 6 月に締結した。そして、同年 10 月には、新体操ナショナルチームが来学し、事前合宿、公開演技会、文化交流を実施した。
- ・その他、平成 30 年 1 月にハンガリー共和国柔道連盟と「サポート体制に関する協定書」を締結、同年 2 月にはパラオ共和国との間で、「2020 東京オリパラ競技大会・パラオ共和国選手団事前キャンプの際の施設利用に関わる協定書」を蔵王町と共同で締結した。

【自己評価】

- ・東京オリパラ・ホストタウン事業としての海外スポーツ選手団の受入れが着実に進展している。

B-3-② 開学 50 周年事業としての国際交流事業の開催

【事実の説明】

- ・仙台大学開学 50 周年事業の一環として、平成 29 年 10 月 31 日～11 月 2 日の 3 日間、本学と国際交流提携協定を提携している大学等の関係者・学生を招待して、表 B-3-1 の通り国際交流事業を開催した。招待者は 11 カ国・地域の 18 大学・1 機関の学長、学部長の教職員及び学生の 129 人である。11 月 1 日に実施された国際交流イベント International Friendship Event in SENDAI では、各国の伝統の踊りや芸能、武術等が本学学生や招待者などにより披露され、招待者と本学教職員・学生のみならず、招待者相互の文化交流を実現した。

表 B-3-1 開学 50 周年事業としての国際交流事業でのイベントの概要

| 月日 | イベントの概要 |
|-------------|--|
| 10 月 31 日午前 | 国際交流提携大学記念プレートのお披露目、除幕式 |
| 10 月 31 日午後 | 日本文化交流（柴田町大沼邸） |
| 11 月 1 日午後 | 国際交流イベント International Friendship Event in SENDAI (ゼビオアリーナ仙台) |

| | |
|---------|------------------------|
| 11月2日午前 | 東日本大震災被災地見学（仙台市立荒浜小学校） |
|---------|------------------------|

【自己評価】

- ・ 本学が力を入れて取り組んできた国際交流事業の集大成のひとつとして、教職員全員の協力により大規模な国際交流事業を成功裏に開催できた。

(3) B-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 東京オリパラ・ホストタウン事業としての海外スポーツ選手団の受入れを遺漏なく実施するとともに、海外スポーツ選手団との交流を進めていく。
- ・ 開学 50 周年事業として開催された国際交流事業を一過性の事業とするのではなく、国際交流を一層進展させる契機として捉え、今後の国際交流のあり方を検討する。

【基準 B の自己評価】

- ・ 本学の国際交流は 15 年余と未だその取り組みの歴史は浅いが、この間、11 カ国・地域、18 校・1 機関と協定・提携関係を確立し、留学生派遣・受入れの拡充、教員間交流や共同研究、スポーツ選手団の受入れ、国際交流事業の開催その他を着実に推進してきている。

V. 特記事項

1. 現場での実践を通じた学修の深化の取り組み

仙台大学では、授業科目の履修により修得した知識・技能を、スポーツの現場、健康増進の現場など様々な現場での実践を通して深化・発展させ、実際の社会において通用する実践力へと高めるために、次の取り組みを進めている。

ア. 健康福祉学科：健康づくり運動サポーター養成プログラム

本プログラムは、文部科学省の現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）として平成 19 年度に本学申請の「地域密着型の健康づくり支援システムの構築」が採択されたことに始まる。この事業は、地域の健康事業の指導者不足の解消という社会的要請に応えるために「健康づくり運動サポーター」の養成プログラムで本学学生の地域健康支援や高齢者運動指導の実践力を高め、それを地域社会の健康づくりに活かしていくというものであり、現代 GP 終了後も健康福祉学科の特色ある教育プログラムとして継続している。プログラム参加学生は、学内で健康に関する基礎知識や運動指導の方法等を学んだ後、地域社会での健康づくりプログラムに直接関わる「体験・指導実習」に参加し、「安全に」「元気よく」「明るく」「楽しい」運動指導が実践できる力を身につけている。

イ. 運動栄養学科：運動栄養サポート研究会（運動栄養サポーター養成）

運動栄養サポート研究会は、運動栄養学科の学生が授業で学んだスポーツ選手への栄養指導に関する知識・技能に基づいて、本学の運動サークルを対象に栄養サポート活動を実際に行うことにより、各サークルの競技力向上に貢献するとともに、スポーツや健康増進の現場で役立つ実践力を身につけることを目的に、教員・学生の共同の教育・研究活動組織として設立された。本研究会に運動栄養学科 1 年生は全員加入し、2 年生以上も約 30 人の学生がサポート活動に加えて、勉強会や報告会を開催するなど主体的に活動を継続している。なお、活動実績等に応じて、本学独自のライセンスである運動栄養サポーター資格を取得することができる。

ウ. スポーツ情報マスメディア学科：スポーツ情報サポート研究会

スポーツ情報サポート研究会では、スポーツ情報マスメディア学科の学生が授業で修得した情報の加工・分析・提供方法等に関する知識・技能を用いて、本学の運動サークルを対象とした情報サポート活動（情報戦略活動）や、運動サークルの出場大会や地域のスポーツ大会において取材・編集・情報発信などを行うマスメディア活動を進めている。いずれの活動も「真剣勝負」が繰り広げられている一回限りの試合・競技会を舞台とする活動であり、参加学生はミスが許されない緊張感のなかで情報を有効に扱うことができる実践力を身につけている。